

埼玉県報



埼玉県発行

目次

本号で公布された条例のあらまし

○本号で公布された条例のあらまし 二

条例

○職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事課) 五

○埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例 (行政管理課)

五

○埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例 (財政課)

五

○埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例 (県民・消費生活課)

九

○埼玉県生活科学センター条例の一部を改正する条例 ()

九

○埼玉県小型自動車競走実施条例を廃止する条例 (県営競技事務所)

一〇

○埼玉県防災学習センター条例の一部を改正する条例 (消防防災課)

一〇

○埼玉県公害紛争処理に係る手数料等に関する条例の一部を改正する条例 (環境政策課)

一〇

○埼玉県環境科学国際センター条例の一部を改正する条例 ()

一〇

○埼玉県あらかわビジターセンター条例を廃止する条例 (みどり自然課)

一一

○彩の国みどりの基金条例 ()

一一

○埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (社会福祉課)

一一

○埼玉県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例 (障害者福祉課)

一二

○埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例 (保健医療政策課)

一三

○埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例 (保健医療政策課)

一三

○埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例 (国保医療課)

一四

○旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)

一四

○公衆浴場法施行条例 ()

一七

○埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例の一部を改正する条例 (新産業育成課)

二一

○埼玉県立高等技術専門学校条例の一部を改正する条例 (職業能力開発課)

二二

○埼玉県飼料検定条例を廃止する条例 (畜産安全課)

二二

○埼玉県土地開発基金条例の一部を改正する条例 (用地課)

二三

○埼玉県船舶の放置防止に関する条例 (河川砂防課)

二三

○埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (建築指導課)

二五

○埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (公営企業・総務課)

二五

○埼玉県教育委員会事務局職員定数条例の一部を改正する条例 (教委・総務課)

二五

○埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例 (教委・財務課)

二六

○学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (県立学校人事課)

二七

○埼玉県立学校入学志願者選考手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (高校教育指導課)

二七

○さいたま文学館条例の一部を改正する条例 (生涯学習文化財課)

二八

○埼玉県立武道館条例の一部を改正する条例 (スポーツ振興課)

二八

○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (警務課)

二九

○埼玉県あらかわビジターセンター管理規則を廃止する規則 (みどり自然課)

二九

○埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (障害者福祉課)

二九

○衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則 (保健医療政策課)

三二

○公衆浴場法施行細則 (生活衛生課)

三二

○埼玉県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則 (職業能力開発課)

四〇

○埼玉県飼料検定条例施行規則を廃止する規則 (畜産安全課)

四一

正する規則 (生産振興課)	四一	○小川都市計画道路の変更に係る 図書の写しの縦覧	四八	○県道川越北環状線の区域の変更 (川越県土)	五六	○鶴ヶ島市市営住宅及び共同施設 の管理の特例に係る公告	六三
○埼玉県警察組織規則の一部を改 正する規則 (警務課)	四二	○行田都市計画道路の変更の案の 縦覧	四九	○県道片柳川越線の供用の開始	五七	○行田市市営住宅及び共同施設 の管理の特例に係る公告	六三
○埼玉県放置違反金に係る督促及 び滞納処分並びに延滞金の徴収 に関する規則の一部を改正する 規則	四三	○毛呂山・越生都市計画道路の変 更に係る図書の写しの縦覧	四九	○県道川越坂戸毛呂山線の区域の 変更	五七	○騎西町町営住宅及び共同施設の 管理の特例に係る公告	六四
告示		○久喜市吉羽土地区画整理組合の 解散認可 (市街地整備課)	四九	○県道川越日高線の区域の変更	五八	○埼玉県公害紛争処理に係る手数料等に 関する条例の一部を改正する条例(埼玉 県条例第九号)(環境政策課)	
○平成二十年五月分抽せん償還の 結果 (財政課)	四三	○草加都市計画下水道事業の事業 計画の変更認可(下水道課)	四九	○開発行為に関する工事の完了公 告 (飯能県土)	五九	一 趣 旨	
○情報通信の技術を利用して行う 手続等に関する告示 (電子サービス推進室)	四三	○職員情報総合管理システム(基 本設計等) 開発業務委託に関す る入札公告 (会計課)	五〇	○開発行為に関する工事の完了公 告 (熊谷県土)	六〇	二 内 容	
○(仮称) 久喜市北中曽根工業団 地造成事業に係る環境影響評価 (温暖化対策課)	四四	○県道さいたま鳩ヶ谷線の区域の 変更 (さいたま県土)	五三	○県道中井松伏線の区域の変更	六〇	(一) 仲裁申請手数料について	
○大規模小売店舗に対する市町村 等意見の公示 (商業支援課)	四四	○県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の 開始	五三	○県道加藤平沼線の供用の開始	六〇	公益調停が紛争を解決できずに打 ち切られた後、申請人等から二週間 以内になされた仲裁申請の手数料につ いて、当該調停の申請等で納めた手 数料の額を控除した額とする。	
○電子納品保管管理システムのサ ーバ機器等の賃貸借に関する入 札公告 (技術管理課)	四四	○県道川越北環状線の区域の変更 (川越県土)	五四	○県道中井松伏線の供用の開始	六一	(二) 送達事務の費用について	
○電子納品保管管理システム用設 備の賃貸借に関する入札公告	四六	○県道川越北環状線の供用の開始	五四	○県道越谷流山線の供用の開始	六一		
○新座都市計画防火地域及び準防 火地域の変更に係る図書の写し の縦覧 (都市計画課)	四八	○県道川越北環状線の区域の変更	五五	○開発行為に関する工事の完了公 告 (杉戸県土)	六二		
○新座都市計画地区計画の変更に 係る図書の写しの縦覧	四八	○県道川越北環状線の供用の開始	五五	○灯油の購入に関する一般競争入 札公告 (経営管理課)	六二		
○小川都市計画用途地域の変更に 係る図書の写しの縦覧	四八	○県道川越北環状線の供用の開始	五六	○選挙管理委員会の招集	六二		

公害調停等に係る呼出又は送達事務の費用について、郵便料に限定しないこととする。

三 施行期日
公布の日

彩の国みどりの基金条例(埼玉県条例第十二号)(みどり自然課)

一 趣旨

地球温暖化の防止、水源のかん養その他の森林の有する公益的機能の維持増進、生活に潤いと安らぎをもたらす身近な緑の保全及び創出、環境教育の推進等を県民の参加の下に図り、もって豊かな自然環境を守り育てるため、彩の国みどりの基金を設置するための条例の制定

二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

三 施行期日

平成二十年四月一日

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十三号)(社会福祉課)

一 趣旨

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う規定の整備をするため改正

二 内容

介護福祉士に係る養成施設の定義規定から「職業能力開発校等」を削る。

三 施行期日
公布の日

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例(条例第十四号)(障害者福祉課)

一 趣旨

埼玉県心身障害者扶養共済制度について、その掛金、弔慰金及び脱退一時金の額を改定するための改正

二 内容

- (一) 掛金の額の改定
- (二) 弔慰金の額の改定
- (三) 脱退一時金の額の改定

三 施行期日

平成二十年四月一日

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十五号)(保健医療政策課)

一 趣旨

水質基準に関する省令の一部改正に伴い、水質試験の手数料の額の改定をするための改正

二 内容

水質基準の項目に塩素酸を追加し、それに伴い手数料の額を改定
改正前 浄水 五十項目につき

二十三万五千二百円
改正後 浄水 五十一項目につき
二十三万九千六百円

三 施行期日
平成二十年四月一日

埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十一号)(職業能力開発課)

一 趣旨

県立高等技術専門校の統合及び授業料の額を改定するための改正

二 内容

- (一) 高等技術専門校の統合
「川越高等技術専門校飯能分校」を「川越高等技術専門校」に統合し、廃止する。
- (二) 統合による名称変更
「秩父高等技術専門校」を「熊谷高等技術専門校」に統合し、統合後の名称を「埼玉県立熊谷高等技術専門校秩父分校」とする。
- (三) 授業料の額の改定
(改正前) 十一万五千二百円
(改正後) 十一万八千八百円

三 施行期日等

- (一) 施行期日
平成二十一年四月一日
- (二) 経過措置

(二)(三)は、平成二十年四月一日以後の入校者について適用する。

埼玉県船舶の放置防止に関する条例(埼玉県条例第二十四号)(河川砂防課)

一 趣旨

船舶の放置を防止することにより、河川等公共水域の良好な生活環境の保全に資するとともに災害時の機能維持等を図り、もって県民が安心して安全に暮らすことができる社会の実現に寄与するための条例の制定

二 内容

- (一) 放置防止区域の指定
公共水域のうち必要な区域を放置防止区域として指定することができる。
- (二) 船舶の放置等の禁止
放置防止区域内においては、船舶を放置したり、正当な権原なく棧橋を設置してはならない。
- (三) 指導及び警告
知事は、放置防止区域内に放置されている船舶又は正当な権原なく設置された棧橋の所有者に対し、船舶の放置をやめるよう、又は棧橋を撤去するよう指導し、警告する。
- (四) 船舶の移動又は棧橋の撤去
知事は、所有者が警告に従わない場合、船舶を移動し、又は棧橋を撤去する。

去することができる。

(五) 船舶の移動後の措置

船舶を移動等したときから六月を経過しても、所有者に返還できない場合は、知事は、法令の規定に従って船舶等処理することができる。

(六) 船舶の移動等及び保管に要した費用の負担

船舶の移動等及び保管に要した費用は船舶等の所有者の負担とする。

(七) 警告を受けた者の公表

知事は、警告を受けた者が、警告を受けた日から五年以内に再度警告を受けたときは、その旨を公表することができる。

三 施行期日

平成二十年五月一日
ただし、二(一)は公布の日

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十五号)(建築指導課)

一 趣旨

飯能市における建築物の敷地の制限の適用区域を都市計画区域以外の全域に拡大する。

二 内容

飯能市における建築物の敷地の制限の適用区域を拡大し、都市計画区域以外の全区域について、敷地と道路との関係、容積率及び建ぺい率に係る制限

を行う。

三 施行期日

平成二十年十月一日

埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十六号)(企業局総務課)

一 趣旨

県営電気事業の民間事業者への経営移管に伴い、同事業を廃止するための改正

二 内容

(一) 大洞第一発電所等の五発電所の廃止

(二) 滝沢発電所及び県営電気事業の廃止

止

(三) 規定の整備

三 施行期日

平成二十年四月一日。ただし、二(二)は平成二十年十月一日、二(三)は公布の日

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例(埼玉県条例第二十八号)(教委・財務課)

課

一 趣旨

独立行政法人日本学生支援機構から交付される高等学校等奨学金事業交付金を適切に運用することにより、高等学校等奨学金事業を円滑に行うため、

基金を設置するための条例の制定

二 内容

基金の設置、額、管理等について規定する。

三 施行期日

平成二十年四月一日

埼玉県立武道館条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第二十三号)(スポーツ振興課)

一 趣旨

県民サービスの一層の向上を図るため、年末年始の休館期間を短縮するための改正

二 内容

年末年始の休館期間の短縮

(現行) 十二月二十八日から翌年の一月三日までの日

(改正後) 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

三 施行期日

三 施行期日

平成二十年四月一日

条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号口中「牛若しくは」を削る。

第七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「同項第三号」を「同項第二号」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第三号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「七千六百六人」を「七千四百四十六人」に改め、同項第五号中「十四人」を「十三人」に改め、同項第八号中「四百五十二人」を「四百三十四人」に改め、同項第九号中「千七百五十八人」を「千七百五十九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「総合政策部の項第一号」を「企画財政部の項」に改め、同条第九号中「第十号」を「第五号」に改め、同条第十号中「第十一号」を「第六号」に改め、同条第十一号中「第十七号」を「第十二号」に改め、同条第十二号中「第十八号」を「第十三号」に改め、同条第十三号中「第二十一号」を「第十六号」に改め、同条第十四号中「第二十二号」を「第十七号」に改め、同条第十六号中「第六十五号」を「第六十六号」に改め、同条第十七号中「第七十号」を「第七十一号」に改める。

別表総合政策部の項を次のように改める。

企画財政部	行政書士法第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の施行	行政書士試験手数料	七千円
-------	-----------------------------	-----------	-----

別表危機管理防災部の項の前に次の一項を加える。

県民生活部	一 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第三条第一項及び第八条第一項の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	二千円
-------	--	-----------	-----

二 旅券法第九条 第一項及び同条 第三項において 準用する同法第 八条第一項の規 定に基づく一般 旅券の渡航先の 追加	一般旅券 渡航先追 加手数料	三百円
三 旅券法第十条 第一項ただし書 及び同条第四項 において準用す る同法第八条第 一項の規定に基 づく一般旅券の 記載事項の訂正	一般旅券 記載事項 訂正手 料	二百円
四 旅券法第十二 条第一項及び同 条第三項におい て準用する同法 第八条第一項の 規定に基づく一 般旅券の査証欄 の増補	一般旅券 査証欄増 補手数料	五百円

別表福祉部の項中第五号から第九号までを削り、第十号を第五号とし、第十二号から第二十号までを五号ずつ繰り上げ、第二十一号金額の欄を次のように改め、同号を第十六号とする。

イ 次に掲げるサービス（ロ又はハに掲げるサービスを除く。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 介護保険法第四十一条第一項の規定による知事の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス（以下この号及び次号において「居宅サービス」という。） 当該指定に係る事業ごとに二万九千円

- (2) 介護保険法第四十二条の二第一項の規定による市町村の長の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス（以下この号及び次号において「地域密着型サービス」という。） 当該指定に係る事業ごとに二万九千円
 - (3) 介護保険法第四十六条第一項の規定による知事の指定に係る同法第八条第二十一項に規定する居宅介護支援（次号において「居宅介護支援」という。） 当該指定に係る事業ごとに二万三千八百円
 - (4) 介護保険法第四十八条第一項第一号若しくは第三号の規定による知事の指定又は同法第九十四条第一項の知事の許可に係る同法第八条第二十三項に規定する施設サービス（以下この号及び次号において「施設サービス」という。） 当該指定又は許可に係る事業ごとに三万七千円
 - (5) 介護保険法第五十三条第一項の規定による知事の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス（以下この号及び次号において「介護予防サービス」という。） 当該指定に係る事業ごとに二万九千円
 - (6) 介護保険法第五十四条の二第二項の規定による市町村の長の指定に係る同法第八条の二第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス（以下この号及び次号において「地域密着型介護予防サービス」という。） 当該指定に係る事業ごとに二万九千円
- ロ 次に掲げるサービス 五百円
- (1) 次に掲げるサービス（5）において「施設サービス等」という。）のいずれかを行う事業所に併設される事業所において、当該事業と一体的に行われている介護保険法第八条第九項に規定する短期入所生活介護又は同条第十項に規定する短期入所療養介護
 - (一) 居宅サービス（介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護に限る。）
 - (二) 地域密着型サービス（介護保険法第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は同条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）
 - (三) 施設サービス
 - (四) 介護予防サービス（介護保険法第八条の二第十一項に規定する介

- 護予防特定施設入居者生活介護に限る。)
- (2) 居宅サービス(介護保険法第八条第十二項に規定する福祉用具貸与に限る。(6)において同じ。)を行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている同条第十三項に規定する特定福祉用具販売
 - (3) 介護予防サービス(介護保険法第八条の二十二項に規定する介護予防福祉用具貸与に限る。(7)において同じ。)を行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている同法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売
 - (4) 施設サービス(介護保険法第八条第二十四項に規定する介護老人福祉施設において行われるものに限る。)と一体的に行われている同条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - (5) 施設サービス等のいずれかを行う事業所に併設される事業所において、当該事業と一体的に行われている介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防短期入所生活介護又は同条第十項に規定する介護予防短期入所療養介護
 - (6) 居宅サービスを行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている介護保険法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売
 - (7) 介護予防サービスを行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている介護保険法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売
- ハ 次に掲げるサービス(口に掲げるサービスを除く。) 五百円
- (1) 居宅サービス又は介護予防サービスを行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている地域密着型サービス
 - (2) 居宅サービスを行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている介護予防サービス
 - (3) 居宅サービス、地域密着型サービス又は介護予防サービスを行う事業所と同一の事業所において、当該事業と一体的に行われている地域密着型介護予防サービス
- 別表福祉部の項第二十二号金額の欄を次のように改め、同号を同項第十七号とする。

次に掲げるサービス(前号金額の欄口又はハに掲げるサービスを除く。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- イ 居宅サービス 介護保険法第四十一条第一項の規定による知事の指定に係る事業ごとに八千九百円
- ロ 地域密着型サービス 介護保険法第四十二条の二第二項の規定による市町村の長の指定に係る事業ごとに八千九百円
- ハ 居宅介護支援 介護保険法第四十六条第一項の規定による知事の指定に係る事業ごとに八千九百円
- ニ 施設サービス 介護保険法第四十八条第一項第一号若しくは第三号の規定による知事の指定又は同法第九十四条第一項の知事の許可に係る事業ごとに八千九百円
- ホ 介護予防サービス 介護保険法第五十三条第一項の規定による知事の指定に係る事業ごとに八千九百円
- ヘ 地域密着型介護予防サービス 介護保険法第五十四条の二第一項の規定による市町村の長の指定に係る事業ごとに八千九百円

別表保健医療部の項中第六十二号を第七十一号とし、第七十八号から第六十一号までを九号ずつ繰り下げ、第五十七号を削り、第五十六号を第六十六号とし、第四十二号から第五十五号までを十号ずつ繰り下げ、同項第四百一十一号金額の欄イ(4)及びハ(4)中「第四百四十四号までにおいて」を削り、同項第四百五十一号とし、同項第四百四十号を第五十号とし、第二百二十八号から第三百二十九号までを十号ずつ繰り下げ、第二百二十七号を第三百二十二号とし、同号の次に次の五号を加える。

百三十三 薬事法第三十六条の四第一項の規定に基づく登録販売者試験の実施	登録販売者試験手数料	一万五千元
百三十四 薬事法第三十六条の四第一項の規定に基づく登録販売者試験合格証書	登録販売者試験合格証書再交付手数料	三千元

六十八 母体保護	受胎調節	三千二百円
六十七 母体保護 法施行令(昭和二十四年政令第十六号)第一条 第一項の規定に基づく受胎調節 実地指導員の指 定証の交付	受胎調節 実地指導員 指定証 交付手数料	四千百円
百三十五 薬事法 第三十六條の四 第二項の規定に 基づく登録販売 者販売従事登録 証の再交付	登録販売 者販売従 事登録証 再交付手 数料	八千七百元
百三十六 薬事法 第三十六條の四 第二項の規定に 基づく登録販売 者販売従事登録 証の書換え交付	登録販売 者販売従 事登録証 書換え交 付手数料	二千六百元
百三十七 薬事法 第三十六條の四 第二項の規定に 基づく登録販売 者販売従事登録 証の再交付	登録販売 者販売従 事登録証 再交付手 数料	三千七百元

別表保健医療部の項中第百二十六号を第百三十一号とし、第七十三号から第百二十五号までを五号ずつ繰り下げ、同項第七十二号事務の種別の欄中「第七十九号までにおいて」を削り、同号を同項第七十七号とし、同項中第七十一号を第七十六号とし、第六十七号から第七十号までを五号ずつ繰り下げ、第六十六号の次に次の五号を加える。

四十五 建築基準 法第六十八條の	特定建築 物地区整	二千七千円
六十九 母体保護 法施行令第三條 の規定に基づく 受胎調節実地指 導員指定証の訂 正	受胎調節 実地指導 員指定証 訂正手数 料	二千五百円
七十 母体保護法 施行令第五條の 規定に基づく受 胎調節実地指導 員指定証の再交 付	受胎調節 実地指導 員指定証 再交付手 数料	二千九百元
七十一 母体保護 法施行令第五條 の規定に基づく 受胎調節実地指 導員標識の再交 付	受胎調節 実地指導 員標識再 交付手数 料	二千六百元

別表都市整備部の項中第九十五号を第九十六号とし、第四十八号から第九十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十七号中「第六十八條の五の五」を「第六十八條の五の六」に改め、同号を同項第四十八号とし、同項第四十六号中「第六十八條の五の四第一項」を「第六十八條の五の五第一項」に改め、同号を同項第四十七号とし、同項第四十五号中「第六十八條の五の二第二項」を「第六十八條の五の三第二項」に改め、同号を同項第四十六号とし、同項第四十四号の次に次の一号を加える。

五の二の規定に 基づく建築物の 容積率の特例に 係る認定の申請 に対する審査	備計画等 の区域内 における 建築物の 容積率の 特例認定 申請手数
--	--

（埼玉県証紙条例の一部改正）
 第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百三十四号を第三百四十二号とし、第二百七十四号から第三百三十三号までを八号ずつ繰り下げ、第二百七十三号を第二百八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百八十一 特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第二百七十二号の二を第二百七十九号とし、第二百三十号から第二百七十二号までを六号ずつ繰り下げ、第二百二十九号を第二百三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

一百二十五 登録販売者試験手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第二百二十八号を第三百二十三号とし、第二百二十三号から第二百二十七号までを五号ずつ繰り下げ、第二百二十二号の次に次の五号を加える。

- 百二十三 介護支援専門員証書換え交付手数料
- 百二十四 介護支援専門員証交付手数料
- 百二十五 介護支援専門員証再交付手数料
- 百二十六 介護支援専門員証移転交付手数料
- 百二十七 介護支援専門員証有効期間更新交付手数料

附則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表福祉部の項第十六号及び第十七号の規定は、平成二十年四月一日以後に定められた、介護保険法施行令（平

成十年政令第四百十二号）第三十七条の五第一項に規定する計画（以下この項において「調査計画」という。）に基づき実施する調査又は同令第三十七条の十一において読み替えて準用する同令第三十七条の五第一項に規定する計画（以下この項において「公表計画」という。）に基づき実施する公表に係る手数料について適用し、同日前に定められた、調査計画に基づき実施する調査又は公表計画に基づき実施する公表については、なお従前の例による。

埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五号

埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例

埼玉県平和資料館条例（平成五年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「十二月二十七日」を「十二月二十九日」に、「一月五日」を「一月三日」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県生活科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六号

埼玉県生活科学センター条例の一部を改正する条例

埼玉県生活科学センター条例（平成十四年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「十二月二十七日」を「十二月二十九日」に、「一月五日」を「一月三日」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県小型自動車競走実施条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第七号

埼玉県小型自動車競走実施条例を廃止する条例

埼玉県小型自動車競走実施条例(昭和三十七年埼玉県条例第三十三号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(埼玉県公営競技事業特別会計条例及び埼玉県公営競技事業運営基金条例の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「自転車競走事業及び小型自動車競走事業」を「及び自転車競走事業」に改める。

一 埼玉県公営競技事業特別会計条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十四号)第一条

二 埼玉県公営競技事業運営基金条例(昭和六十一年埼玉県条例第七号)第一条(埼玉県公営競技事業特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

3 埼玉県公営競技事業特別会計に係る小型自動車競走事業の平成十九年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

埼玉県防災学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第八号

埼玉県防災学習センター条例の一部を改正する条例

埼玉県防災学習センター条例(平成六年埼玉県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「十二月二十七日」を「十二月二十九日」に、「一月五日」

を「一月三日」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県公害紛争処理に係る手数料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第九号

埼玉県公害紛争処理に係る手数料等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県公害紛争処理に係る手数料等に関する条例(昭和四十五年埼玉県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「郵便料又は電信料」を「費用」に改める。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内当該調停の申請人又は参加人が仲裁の申請をする場合の手数料の額は、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の継続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県環境科学国際センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十号

埼玉県環境科学国際センター条例の一部を改正する条例

埼玉県環境科学国際センター条例(平成十一年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「十二月二十七日」を「十二月二十九日」に、「一月五日」

を「一月三日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県あらかわビジターセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県条例第十一号

埼玉県あらかわビジターセンター条例を廃止する条例

埼玉県あらかわビジターセンター条例(平成十年埼玉県条例第十号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

彩の国みどりの基金条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県条例第十二号

彩の国みどりの基金条例

(設置)

第一条 地球温暖化の防止、水源のかん養その他の森林の有する公益的機能の維持増進、生活に潤いと安らぎをもたらす身近な緑の保全及び創出、環境教育の推進等を県民の参加の下に図り、もって豊かな自然環境を守り育てるため、彩の国みどりの基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額を含めて当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

一 当該積立てをする年度当初の一般会計歳入歳出予算に計上された自動車税に係る歳入の金額の百分の一・五に相当する額

二 前条に規定する目的のために寄附された寄附金の額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する目的の達成に資する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(埼玉県都市緑化基金条例の廃止)

2 埼玉県都市緑化基金条例(昭和六十二年埼玉県条例第四十五号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の条例に基づく埼玉県都市緑化基金に属する現金及び有価証券は、この条例に基づく基金に属する現金及び有価証券とみなす。

(見直し)

4 知事は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県条例第十三号

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例(昭和五十六年埼玉県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「職業能力開発校等」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十四号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例

第一条 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

第十三条の二第二項第一号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表 掛金額表(第六条関係)

加入者となつたとき又は口数追加加入者となつたときの年齢区分	掛金額
三十五歳未満の者	九、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	一一、四〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	一四、三〇〇円

四十五歳以上五十歳未満の者	一七、三〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	一八、八〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	二〇、七〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	二三、三〇〇円

第二条 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(昭和六十一年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表を次のように改める。

昭和六十一年四月一日における年齢区分	掛金額
三十五歳未満の者	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	八、七〇〇円
四十五歳以上の者	一〇、六〇〇円

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に埼玉県心身障害者扶養共済制度に加入している者及びこの条例の施行の前日において他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入していた者であつてこの条例の施行の日以後に埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第四条第二項の規定により埼玉県心身障害者扶養共済制度に加入したもの(以下「改正前加入者」という。)(埼玉県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(昭和六十一年埼玉県条例第九号)附則第二項の規定の適用を受ける加入者を除く。)に係る掛金額は、第一条の規定による改正後の埼玉県心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

加入者となったとき又は口数追加加入者となったときの年齢区分	掛金月額額
三十五歳未満の者	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	八、七〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	一〇、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	一一、六〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	一二、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	一四、五〇〇円

3 改正前加入者に係る弔慰金の額は、改正後の条例第十三条第二項の規定にかかわらず、その加入期間に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

- 一 加入期間が一年以上五年未満のとき 三万円
- 二 加入期間が五年以上二十年未満のとき 七万五千元
- 三 加入期間が二十年以上るとき 十五万円

4 改正前加入者であつて口数追加の承認を受けているもの(その扶養する心身障害者の死亡時において、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第十六条第一項第二号ただし書の規定に該当するため、著しい障害を有する状態となつたが加入者としての地位を失っていない者を除く。)については、改正後の条例第十三条第三項の規定にかかわらず、前項に定める額に、当該心身障害者の死亡の日の属する月まで継続する口数追加期間に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額を加算する。

- 一 口数追加期間が一年以上五年未満のとき 三万円
- 二 口数追加期間が五年以上二十年未満のとき 七万五千元
- 三 口数追加期間が二十年以上るとき 十五万円

5 改正前加入者が脱退の申出をした場合の脱退一時金の額は、改正後の条例第十三条の二第二項の規定にかかわらず、その加入期間に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

- 一 加入期間が五年以上十年未満のとき 四万五千元
- 二 加入期間が十年以上二十年未満のとき 七万五千元
- 三 加入期間が二十年以上るとき 十五万円

6 改正前加入者であつて口数追加の承認を受けているものについては、改正後の条例第十三条の二第三項の規定にかかわらず、前項に定める額に、その口数追加期間に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額を加算する。

- 一 口数追加期間が五年以上十年未満のとき 四万五千元
- 二 口数追加期間が十年以上二十年未満のとき 七万五千元
- 三 口数追加期間が二十年以上るとき 十五万円

7 改正前加入者であつて口数追加の承認を受けているものが口数の減少の申出をした場合の脱退一時金の額は、埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第十三条の二第四項の規定にかかわらず、その口数追加期間に応じ、それぞれ前項に掲げる額とする。

8 この条例の施行前における心身障害者の死亡に係る弔慰金及び加入者の脱退又は口数追加加入者の口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十五号

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例
埼玉県衛生試験等手数料条例(昭和二十三年埼玉県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号ハ中「五十項目につき 二十三万五千二百円」を「五十一項目につき 二十三万九千六百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十六号

埼玉県衛生試験等手数料条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)」を「診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)」に改める。

一 埼玉県衛生試験等手数料条例(昭和二十三年埼玉県条例第二十六号)第二条第二項

二 埼玉県保健所使用料等条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十号)第二条第二項

三 埼玉県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十二号)別表診療及び検査の項第一号

四 埼玉県立嵐山郷条例(昭和五十年埼玉県条例第七十四号)別表第二診療及び検査の項第一号

五 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例(昭和五十六年埼玉県条例第四十二号)別表第一診療及び検査の項第一号

六 埼玉県立障害者歯科診療所条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十七号)別表第二歯科に係る診療及び検査の項第一号

七 精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第九号)第三条第一項

八 埼玉県立精神保健福祉センター条例(平成十三年埼玉県条例第八十四号)別表第一診療及び検査の項

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十七号

(設置) 埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第一百六条第一項の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基

金」という。)を設置する。

(拠出率)

第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)第十九条第一項に規定する条例で定める割合は、一万分の九とする。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、高齢者の医療の確保に関する法律第一百六条第一項各号に掲げる事業に必要な費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十八号

(設置) 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例(昭和三十三年埼玉県条例第十四号)の一部を次のように改正

する。
 第五条第一号イ及びハ並びに第二号中「法第四条第二項の規定により定める」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 入浴設備

イ 浴室、脱衣室及び衣類の保管設備は、常に清潔にしておくこと。

ロ 水道水（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道又は埼玉県自家用水道条例（昭和三十二年埼玉県条例第二号）第二条に規定する自家用水道から供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用した原湯（浴用に使用した湯水（循環ろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。））を循環させ、ろ過する設備をいう。以下同じ。）でろ過した湯水を含む。以下この号ロ及び二において同じ。）を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上り用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水の水质は、規則で定める基準に適合するように管理すること。

ハ 浴槽水は、規則で定めるところにより水质検査を行い、その記録を三年間保存すること。

ニ 上り用湯及び上り用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

ホ 原湯を貯留する貯湯槽（以下この号ホにおいて「貯湯槽」という。）を設置する場合は、次のとおりとすること。

(1) 貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において、原湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。

(2) 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。

ヘ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上完全に換水すること。

ト 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

(1) 循環ろ過器は、毎週一回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。

(2) 湯水を浴槽と循環ろ過器との間で循環させるための配管は、毎週一回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

(3) 集毛器は、毎日一回以上清掃すること。

(4) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。

(5) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

チ 浴槽からあふれ出た湯水を回収する槽（以下この号チにおいて「回収槽」という。）の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。

リ 打たせ湯には、循環ろ過器でろ過した湯水を使用しないこと。

ヌ 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調整する調整箱を設ける場合は、当該調整箱を定期的に清掃すること。

ル タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は未使用のもの又は消毒したものとし、かみそりを入浴者に貸与する場合は未使用のものとすること。

ロ 営業者は、自主管理を行うため、入浴設備の配置図、給排水の配管図等の構造設備に係る図面を備えけるとともに、自主管理の手引書及び点検表を作成して従業員に周知徹底させ、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を選任すること。

ワ 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の入浴設備については、ロからヌまで及びユの規定は、適用しないこと。

第五条第四号から第六号までの規定中「法第四条第二項の規定により定める」を削る。

第九条第六号を次のように改める。

六 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。

イ 共同用の浴室及びシャワー室は、男子用及び女子用の区分があること。

ロ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水质は、規則で定める基準に適合していること。

ハ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表

示をすること。

二 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) 循環ろ過器の一時間当たりの処理能力は、当該循環ろ過器から湯水の供給を受けるすべての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。

(2) 循環ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) 循環ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(4) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ等の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

ホ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ヘ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

第十条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

ロ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。

ハ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) 循環ろ過器の一時間当たりの処理能力は、当該循環ろ過器から湯水の供給を受けるすべての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であるこ

と。

(2) 循環ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) 循環ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(4) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ等の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

ニ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ホ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

第十一条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

ロ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。

ハ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) 循環ろ過器の一時間当たりの処理能力は、当該循環ろ過器から湯水の供給を受けるすべての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。

(2) 循環ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) 循環ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(4) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ等の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環る過器に流入する直前の位置に設けること。

ニ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ホ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

第十二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

イ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

ロ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。

ハ 循環る過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) 循環る過器の一時間当たりの処理能力は、当該循環る過器から湯水の供給を受けるすべての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。

(2) 循環る過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(3) 循環る過器に毛髪等が混入しないように浴槽水が循環る過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(4) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ等の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(5) 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環る過器に流入する直前の位置に設けること。

ニ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ホ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

第十三条中「第八号」を「第九号」に、「第十号の」を「第十一号の」に改め、本則に次の二条を加える。

(責任者の届出)

第十四条 営業者は、第五条第三号の規定に基づき入浴設備について日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項本文の許可を受けている者の当該許可又は同項本文の許可の申請をしている者の当該申請に係る旅館業の施設の構造設備に改正後の第九条第六号二から八まで、第十条第六号ハからホまで、第十一条第八号ハからホまで又は第十二条第三号ハからホまでの規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分が変更されるまでの間は、当該部分に係る構造設備の基準については、これらの規定は適用せず、なお従前の例による。

公衆浴場法施行条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十九号

公衆浴場法施行条例

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和四十年埼玉県条例第十六号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百二十九号。以下「法」という。)第二条第三項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準並びに法第三条第二項の規定による公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「一般公衆浴場」とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。

(配置の基準)

第三条 新たに受けようとする法第二条第一項の許可に係る一般公衆浴場の設置の場所が配置の適正を欠くと認められる場合は、その一般公衆浴場と現に存する一般公衆浴場との距離が三百五十メートルに満たない場合とする。この場合における距離は、一般公衆浴場の本屋の最近の部分間を直線で測定するものとする。

2 一般公衆浴場で次の各号のいずれかに該当する場合におけるものについては、前項の規定は、適用しない。

一 営業の譲渡がなされた場合において、その譲受人が引き続き同一の場所において一般公衆浴場を経営しようとするとき。

二 一般公衆浴場の用に供している建物が滅失し、損傷し、老朽化した等のため、その営業者がこれを新築し、又は改築して、引き続き同一の場所において一般公衆浴場を経営しようとするとき。

三 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)による土地の収用により従前の場所において経営ができなくなったため、その営業者が、法第二条第一項の許可を行う者(第六条において「許可権者」という。)が公衆衛生上支障がないと認める場所において一般公衆浴場を経営しようとするとき。

(一般公衆浴場の措置の基準)

第四条 一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、別表第一のとおりとする。

(その他の公衆浴場の措置の基準)

第五条 一般公衆浴場以外の公衆浴場(次項及び次条において「その他の公衆浴場」という。)のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十三号)第二条第六項第一号に規定する営業に係る公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、別表第一(第二号、第二十一号及び第二十

八号を除く。)及び別表第二のとおりとする。

2 その他の公衆浴場のうち、前項に規定する公衆浴場以外の公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、別表第一のとおりとする。

3 前項に規定する公衆浴場のうち、熱気、砂等を使用する入浴設備(以下「サウナ室」という。)のみを入浴設備として利用させる公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、同項の規定にかかわらず、別表第一第一号から第十一号まで、第十七号及び第二十九号から第三十三号までの規定のとおりとするほか、シャワーを設けることとする。

(措置の基準の緩和)

第六条 前二条の規定にかかわらず、別表第一第一号、第二十八号口、第二十九号イ及び第三十一号の規定については、許可権者は、これらの規定の一部を適用しない場合においても施設の利用形態から風紀に支障がないと認めるときは、当該一般公衆浴場又はその他の公衆浴場に対しては、当該一部の規定を適用しないこととすることができる。

(責任者の届出)

第七条 営業者は、別表第一第三十三号の規定に基づき日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年十月一日から施行する。

一 第四条から第六条までの規定(第三号に掲げる規定に係る部分に限る。)

二 第七条及び次項の規定

三 別表第一第五号、第七号、第十号、第十三号、第十七号(浴槽水の水質に係る部分を除く。)、第十八号、第二十号、第二十二号、第二十四号から第三十号まで及び第三十三号の規定

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に法第二条第一項の許可を受けている者の当該許可又は同項の許可の申請をしている者の当該申請に係る公衆浴場に別表第一第十号、第十三号、第二十四号イ、ロ、ホ、ト及びびり、第二十六号、第二十八号イ及びハ並びに第二十九号(イを除く。)の規定に適合しない部分があ

る場合においては、当該部分の変更されるまでの間は、当該部分に係る衛生及び風紀に必要な措置の基準については、これらの規定は適用せず、なお従前の例による。

別表第一(第四条―第七条関係)

- 一 浴室及び脱衣室は、男女別に設け、外部から及び男女各室相互に見通すことができないようにし、かつ、その出入口を男女別にすること。
- 二 玄関又はこれに類する場所には、通常の入浴者数に応じた十分な数の履物を保管することができる設備を設けること。
- 三 入浴者の利用しやすい場所に、男女別に客用便所を設け、これに流水式手洗設備を設けること。
- 四 浴室、脱衣室、客用便所その他の入浴者が直接利用する場所は、防虫設備を有する換気用設備(開放できる窓を含む。)を設けて換気を十分に行い、床面は二十ルクス以上の照度を保つこと。
- 五 入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)の誤飲をしないこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと等の注意事項並びに入浴料金及び営業時間を表示すること。
- 六 浴場の施設は、常に清潔を保ち、毎日一回以上清掃すること。ただし、循環ろ過器(浴槽水を循環させ、ろ過する設備をいう。以下同じ。)を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上清掃すること。
- 七 浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫等の生息状況等について毎月一回以上点検し、その結果に応じた適切な措置を講ずること。
- 八 浴場の施設内には、善良な風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真等の物品を掲げ、又は備えないこと。
- 九 浴室又は脱衣室には、一個以上の飲料水を供給する設備を設け、当該水は飲用に適するものである旨を表示すること。
- 十 脱衣室の床には、耐水性材料を用いること。
- 十一 脱衣室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の入浴者の衣類及び携帯品を保管することができる設備を設けること。
- 十二 浴室の床、周囲の腰張り及び浴槽には、耐水性材料を用いること。
- 十三 浴室は、床面を滑りにくい仕上げとするとともに、適当な勾配を設け、使用後の湯水が停滞することなく排出できる構造であること。

十四 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の上り用湯(洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。第十七号及び第十九号において同じ。)栓及び上り用水(洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。第十七号及び第十九号において同じ。)栓の設備を設けること。

十五 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の腰掛けを備えること。

十六 浴室には、入浴者の見やすい位置に浴槽水の温度を明示する温度計を設けること。

十七 水道水(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道又は埼玉県自家用水道条例(昭和三十二年埼玉県条例第二号)第二条に規定する自家用水道から供給される水をいう。)以外の水を使用した原湯(浴用に使用した湯水(循環ろ過器でろ過した湯水を含む。以下この号及び第十九号において同じ。))を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴用に使用した湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。第二十二号において同じ。)、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合していること。

十八 浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。

十九 上り用湯及び上り用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

二十 原湯を貯留する貯湯槽(以下この号において「貯湯槽」という。)を設置する場合は、次のとおりとすること。

イ 貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において、原湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。

ロ 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。

二十一 浴槽には、営業時間中常に湯水が満ちているようにすること。

二十二 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示

をすること。

二十三 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上完全に換水すること。

二十四 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
イ 循環ろ過器の一時間当たりの処理能力は、当該循環ろ過器から湯水の供給を受けるすべての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。

ロ 循環ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ハ 循環ろ過器は、毎週一回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。

ニ 湯水を浴槽と循環ろ過器との間で循環させるための配管は、毎週一回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

ホ 循環ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

ヘ 集毛器は、毎日一回以上清掃すること。

ト 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ等の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

チ 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。

リ 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

又 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

二十五 浴槽からあふれ出た湯水を回収する槽（以下この号において「回収槽」という。）の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。

二十六 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

二十七 打たせ湯には、循環ろ過器でろ過した湯水を使用しないこと。

二十八 屋外に浴槽を設ける場合は、前各号の規定に準ずるほか、次のとおりとすること。

イ 屋外の浴槽に附帯する通路等は、浴室、脱衣室等屋内の保温されている部分から直接出入りする構造であること。

ロ 屋外の浴槽及びこれに附帯する通路等（以下この号において「屋外浴槽等」という。）は、男女別に設け、かつ、外部から及び男女各屋外浴槽等相互に見通すことができないようにすること。

ハ 屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

二十九 サウナ室を設ける場合は、次のとおりとすること。

イ サウナ室、入浴者の休憩場所及びサウナ室に附帯する通路等（以下この号イにおいて「サウナ室等」という。）は、男女別に設け、かつ、外部から及び男女各サウナ室等相互に見通すことができないようにすること。

ロ サウナ室の床面、内壁及び天井には、必要に応じて耐熱性材料を用いること。

ハ サウナ室の床面は、すき間がなく、清掃が容易に行える構造とし、必要に応じて排水が容易に行えるように適当な勾配及び排水口を設けること。

ニ サウナ室は、換気を適切に行える構造であること。

ホ サウナ室には、必要に応じて非常用ブザー等を入浴者の見やすい位置に設けること。

ヘ サウナ室には、入浴者の見やすい位置に温度計を設け、必要に応じて湿度計を設けること。

三十 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調整する調整箱を設ける場合は、当該調整箱を定期的に清掃すること。

三十一 十歳以上の男女を混浴させないこと。

三十二 タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は未使用のもの又は消毒したものととし、かみそりを入浴者に貸与する場合は未使用のものとする。

三十三 営業者は、自主管理を行うため、施設の配置図、給排水の配管図等浴場の構造設備に係る図面を備え、同時に、自主管理の手引書及び点検表を作成して従業員に周知徹底させ、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を選任すること。

別表第二（第五条関係）

一 個室の有効面積は、おおむね八・二五平方メートル以上とすること。

二 個室は、脱衣場所と入浴場所との境を透明材料で区画し、その出入口から内部を見通すことができる構造であること。

- 三 個室の出入口の扉等には、適当な位置に内部を見通すことができる窓を設けてこれを有効に保ち、かぎを付けないこと。
- 四 個室には、サウナ室又は使用のために浴槽水を換水することができる浴槽を設け、かつ、サウナ室のみを設ける場合にあつては、シャワーを設けること。
- 五 入浴者に使用させる布片類は、常に清潔を保ち、入浴者一人ごとに取り替えること。
- 六 従業員には、風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県条例第二十号

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例の一部を改正する条例

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ条例(平成十四年埼玉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

区 分	休 業 日
映像ミュージアム 映像公開ライブラ リー	一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)又は県民の日を定める条例(昭和四十六年埼玉県条例第五十八号)に規定する日(以下「県民の日」という。))である場合を除く。 二 月曜日が休日である場合の当該月曜日の翌日(当該月曜日に休日が続くときは、当該最後の休日の翌日) 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
スタジオ 映像制作支援室	一 日曜日、土曜日及び休日 二 十二月二十七日から翌年の一月五日までの日
映像ホール	一 月曜日(その日が休日又は県民の日である場合を除く。 二 月曜日(その日が休日又は県民の日である場合を除く。))

備考

スタジオ、映像制作支援室及び映像ホールにあつては、知事が特に必要があるとき、休業日において利用させることがある。

月曜日に休日が続くときは、当該最後の休日の翌日)
三 十二月二十七日から翌年の一月五日までの日

第四条の表映像ミュージアム及びその附属設備の項中「(県民制作支援ゾーンにあつては、午後六時)」を削り、同表の備考中「スタジオ」を「映像ミュージアム(県民制作支援ゾーンに限る。)、スタジオ」に改める。

第七条ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内において、前項の期間又はこの項の規定により更新された期間を更新することができる。
- 3 前項の規定による更新の期間は、利用開始日(第一項の期間の初日をいう。以下同じ。)から引き続き五年を超えない。
- 4 前三項の規定にかかわらず、インキュベートオフィス七〇六及び当該指定駐車場の利用を許可する期間は、二年以内とし、これを更新することはできない。

別表第二第三号の表中

インキュベートオフィス七〇一(サーバ付き)
インキュベートオフィス七〇二(サーバ付き)

一五二、五〇〇円
一五三、八〇〇円

インキュベートオフィス七〇一
インキュベートオフィス七〇二

八七、五〇〇円
八八、八〇〇円

に、
インキュベートオフィス七〇六(サーバ付き)

付き)
一四五、二〇〇円

インキュベートオフィス七〇六
(シェアードオフィス)

二二、五〇〇円

に改め、同表の備考第二号中「インキュ

ベートオフィス」の下に「インキュベートオフィス七〇六を除く。」を加える。

別表第二第四号の表試写室の項を削る。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第二十一号

埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例

埼玉県立高等技術専門校条例(昭和六十年埼玉県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表埼玉県立秩父高等技術専門校の項を削る。

第四条第一項中「埼玉県立川越高等技術専門校」を「埼玉県立熊谷高等技術専門校」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

名 称	位 置
埼玉県立熊谷高等技術専門校秩父分校	秩父市上町三丁目二十一番七号

第九条第二項第二号中「十一万五千二百円」を「十一万八千八百円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第九条第二項第二号の改正規定及び次項の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の第九条第二項第二号の規定は、平成二十年四月一日以後に入校する者について適用し、同日前から引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

埼玉県飼料検定条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県飼料検定条例を廃止する条例

埼玉県飼料検定条例(昭和五十二年埼玉県条例第二十二号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

2 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県飼料検定条例(昭和五十二年埼玉県条例第二十二号)の項を削る。

埼玉県土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第二十三号

埼玉県土地開発基金条例の一部を改正する条例

埼玉県土地開発基金条例(昭和四十四年埼玉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(処分)

第六条 知事は、財政上特に必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の目的を妨げない範囲内において、基金に属する現金の一部を処分することができる。

2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、その処分額に相当する額が減少するものとする。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県船舶の放置防止に関する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第二十四号

埼玉県船舶の放置防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、船舶の放置を防止することにより、公共水域における景観の維持、静穏の保持等良好な生活環境の保全及び公共水域を利用した円滑な経済活動に資するとともに、公共水域における船舶の事故の防止及び災害時の避難、物資の輸送等公共水域の公益的機能の維持を図り、もって県民が安心して安全に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公共水域 国、地方公共団体その他規則で定める公共団体（第五号及び第六条第二項において「国等」という。）が管理する権限を有する水面及びその周辺の土地をいう。

二 船舶 自航、えい航を問わず、人又は貨物を積載して水面を移動するために用いられる物をいう。

三 係船 船舶を、棧橋等を用いて固定した状態又は当該船舶の運転をする者がその船舶を離れて直ちに移動できない状態で、水面に置くことをいう。

四 係留保管 船舶を、常時係船をし、又は陸上において船台等に常時定置をすることをいう。

五 係留保管場所 船舶の所有権その他船舶を使用する権利を有する者（第四条において「船舶の所有者等」という。）が当該船舶について係留保管をするための正当な権原を有する施設（国等その他正当な権原を有する者が設置したものに限る。）又は水面若しくは土地をいう。

六 船舶の放置 公共水域において、係留保管場所以外の場所に一時係船又は係留保管をすることをいう。

七 棧橋等 係船をするために設置された棧橋、係留くい等の工作物をいう。

(県の責務)

第三条 県は、国、他の地方公共団体等との連携を図りながら、船舶の放置を防止するための施策を講ずるものとする。

(船舶の所有者等の責務)

第四条 船舶の所有者等は、自らの責任において係留保管場所を確保するとともに、船舶の適正な管理に努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 船舶の製造、販売若しくは輸入をすること又は係留保管場所を提供することを業とする者は、船舶の放置を防止するために県が実施する施策に協力しなければならない。

(放置防止区域の指定等)

第六条 知事は、公共水域のうち、次のいずれかに該当する区域を放置防止区域として指定することができる。

一 船舶の放置を要因として、景観が悪化し、騒音、悪臭等が発生し、若しくはごみが散乱し、又は火災その他の事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある等生活環境が悪化していると認められる区域

二 船舶を利用した円滑な経済活動を確保することが必要であると認められる区域

三 船舶の放置が行われた場合に、船舶の円滑なすれ違いその他船舶の安全な航行に支障が生ずるおそれがあると認められる区域

四 災害時において船舶による避難、物資の輸送等救助活動に係る体制を確保することが必要であると認められる区域

2 知事は、前項の規定により放置防止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その指定しようとする区域の全部又は一部を管理する権限を有する国等の機関及び当該区域の全部又は一部が存する市町村の長の意見を聴くものとする。

3 知事は、第一項の規定により放置防止区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示するとともに、当該放置防止区域を表示した図面を規則で定めるところにより公衆の縦覧に供するものとする。

4 放置防止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 知事は、放置防止区域について、その全部又は一部が第一項各号に該当しないこととなったときは、当該放置防止区域の全部又は一部の指定を解除するものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による放置防止区域の指定の解除について準用する。

(船舶の放置等の禁止)

第七条 何人も、放置防止区域内にみだりに船舶の放置をしてはならない。

2 何人も、放置防止区域内に正当な権原なく棧橋等を設置してはならない。
(指導及び警告)

第八条 知事は、放置防止区域内に船舶の放置が行われている場合においては、当該船舶（以下「放置船舶」という。）の所有権その他放置船舶を使用する権利を有する者（以下「放置船舶の所有者等」という。）に対し、当該船舶の放置をやるめるよう指導することができる。

2 知事は、前項の規定による指導に従わない放置船舶の所有者等に対し、当該船舶の放置をやめるよう警告するものとする。

3 知事は、放置防止区域内に正当な権原なく、棧橋等が設置されている場合においては、当該棧橋等（以下「違法棧橋等」という。）の所有権を有する者（以下「違法棧橋等の所有者」という。）に対し、当該違法棧橋等を撤去するよう指導することができる。

4 知事は、前項の規定による指導に従わない違法棧橋等の所有者に対し、当該違法棧橋等を撤去するよう警告するものとする。

5 知事は、第一項から前項までの規定による指導又は警告を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、その職員に、当該放置船舶又は違法棧橋等に立ち入り、調査をさせることができる。

6 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（移動又は撤去）

第九条 知事は、放置船舶の所有者等又は違法棧橋等の所有者が前条第二項又は第四項の規定による警告に従わない場合は、その職員に、あらかじめ知事が定めた場所に当該放置船舶を移動させ、又は当該違法棧橋等を撤去させることができる。知事が緊急の必要があると認める場合又は同条第五項の調査によっても放置船舶の所有者等若しくは違法棧橋等の所有者を確知することができない場合も、同様とする。

2 知事は、前項の規定による移動又は撤去を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、その職員に当該放置船舶又は違法棧橋等に立ち入らせることができる。

（移動又は撤去後の措置）

第十条 知事は、前条第一項の規定により放置船舶を移動させ、又は違法棧橋等を撤去させたときは、当該放置船舶又は違法棧橋等を、当該放置船舶の所有者等又は違法棧橋等の所有者に返還するまでの間、保管しなければならない。ただし、当該放置船舶を移動し、又は当該違法棧橋等を撤去した日から起算して六月を経

過したときはこの限りでない。

2 知事は、前項の規定により放置船舶又は違法棧橋等を保管したときは、規則で定めるところにより、当該放置船舶の所有者等又は違法棧橋等の所有者に通知するとともに、当該放置船舶又は違法棧橋等を返還するために必要な措置を講じなければならない。ただし、当該放置船舶の所有者等又は違法棧橋等の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地を確知することができないときは、その旨並びに当該移動又は撤去をした日時及び場所その他規則で定める事項を告示することをもって当該通知に代えることができる。

3 知事は、第一項ただし書に規定する期間を経過してもなお当該放置船舶又は違法棧橋等を返還することができない場合は、法令の規定に従って当該放置船舶又は違法棧橋等を処理することができる。

（移動又は撤去及び保管に要した費用の負担）

第十一条 第九条第一項の規定による放置船舶の移動又は違法棧橋等の撤去及び前条第一項の規定による放置船舶又は違法棧橋等の保管に要した費用は、当該放置船舶の所有者等又は違法棧橋等の所有者の負担とする。

2 前項に規定する費用の額は、実費の額とする。

（証明書の携帯等）

第十二条 第八条第五項の規定により立入調査を行う職員及び第九条第一項の規定により放置船舶の移動又は違法棧橋等の撤去を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（公表）

第十三条 知事は、第八条第二項又は第四項の規定による警告を受けた者が、当該警告を受けた日から起算して五年以内にこれらの規定による警告を再度受けるときは、その旨を公表することができる。

2 前項の規定による公表（この項の規定による公表を含む。）に係る警告を受けた者が、当該公表の日から起算して五年以内に第八条第二項又は第四項の規定による警告を改めて受けたときも、前項と同様とする。

3 知事は、前二項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該警告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（市町村の条例との関係）

第十四条 市町村が定める船舶の放置を防止するための条例の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できる

ものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。
(委任)

附 則

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
この条例は、平成二十年五月一日から施行する。ただし、第六条第一項から第三項までの規定は、公布の日から施行する。

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県条例第二十五号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例(昭和三十五年埼玉県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第一項第二号中「大字吾野、大字井上、大字上長沢、大字北川、大字虎秀、大字坂石、大字坂石町分、大字坂元、大字白子、大字高山、大字長沢、大字平戸及び大字南川」を「都市計画区域以外の区域」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県条例第二十六号

埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第四条第一項中「第二条第一項第三号に規定する卸電気事業及び同項第九号」

を「第二条第一項第十一号」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

名 称	位 置	最大出力	供 給 対 象
滝沢発電所	秩 父 市	三、四〇〇 キロワット	東京電力株式会社

第九条第一項、第十条第一項及び第十一条中「第二条各号」を「第二条第一項各号」に改める。

第十二条の見出し中「負担付き」を「負担付き」に改め、同条中「第二条各号」を「第二条第一項各号」に、「負担付き」を「負担付き」に改める。

第十三条第一項及び第二項第三号中「第二条各号」を「第二条第一項各号」に改める。

第二条 埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定(第四条の改正規定を除く。) 公布の日
- 二 第一条の規定(第四条の改正規定に限る。) 平成二十年四月一日
- 三 第二条の規定 平成二十年十月一日

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県条例第二十七号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第一項中「八百六人」を「七百九十五人」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第二十八号

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例

(設置)

第一条 独立行政法人日本学生支援機構から交付される高等学校等奨学金事業交付金を適切に運用することにより、高等学校等奨学金事業を円滑に行うため、埼玉県高等学校等奨学金事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、十七億円とする。

2 前条に規定する交付金の交付を受けたときその他必要があるときは、高等学校等奨学金事業特別会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に追加して積立をすることができる。

3 前項の規定により積立が行われたときは、基金の額は、その積立額に相当する額が増加するものとする。

(預託)

第三条 知事は、埼玉県高等学校等奨学金に関する条例(平成十八年埼玉県条例第六十一号)第二条の規定により指定した金融機関に基金を預託することができる。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、高等学校等奨学金事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
 (埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例の一部改正)
 2 埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例(平成十七年埼玉県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「貸付金その他の」を「高等学校等奨学金事業基金繰出金その他の」に改める。

(埼玉県高等学校等奨学金に関する条例の一部改正)

3 埼玉県高等学校等奨学金に関する条例の一部を次のように改正する。
 第四条中「預託し、又は」を削る。

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第二十九号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例
 埼玉県学校職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

職員種別	学校種別	員数
校長及び教員(教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。)	県立高等学校及び市町村立高等学校(定時制の課程)	七、九五二人
	県立及び市町村立の特別支援学校	二、八九六六一人
	県立及び市町村立の中学校	一一、一七六六一人
	市町村立小学校	一九、二三〇〇一人

その他の職員	一、六六二 人	四六九 人	六〇二 人	一、一九九 人
--------	------------	----------	----------	------------

附 則

- この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、九五二人」とあるのは「八、〇二九人」と、「一、一七六人」とあるのは「一、二八八人」とする。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県条例第三十号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「(園長を含む)」を削る。

第十条第一項中「次に掲げる日」を「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(同法に規定する休日を除く。)」に改め、同項各号を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
 - (職員の給与に関する条例の一部改正)
職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。
- 第十六条の二第一項中「(学校職員勤務時間条例第十条第一項第二号に規定する日を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

- (学校職員の給与に関する条例の一部改正)
学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。
- 第十一条の三第一項中「勤務時間条例第十条第一項第二号に規定する日を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

埼玉県立学校入学志願者選考手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県条例第三十一号

埼玉県立学校入学志願者選考手数料徴収条例等の一部を改正する条例

第一条 埼玉県立学校入学志願者選考手数料徴収条例(昭和二十四年埼玉県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一項中「、高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改め、「又は入園」を削り、同項の表幼稚園の項を削る。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改め、「(園長を含む。以下同じ。)」を削る。

第五条第二号ハを削る。

第十二条の九第三項中「、幼稚園」を削る。

(埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和三十三年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第四条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年埼玉県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「特別支援学校又は幼稚園」を「又は特別支援学校」に改める。

(埼玉県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第五条 埼玉県立学校授業料等徴収条例(昭和五十一年埼玉県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県立高等学校授業料等徴収条例

第一条中「及び県立の幼稚園の園児」を削り、「高等学校の通信制」を「通信制」に改め、「幼稚園の園児については保育料を」、「幼稚園の園児については入園料をいう。以下同じ。」及び「(第七条第一項において「科目履修生」という。)を削る。

第二条第一項中「県立の高等学校の生徒及び県立の幼稚園の園児についての」を削り、同項第一号中「高等学校(全日制の課程)」を「全日制の課程」に改め、同項第二号中「高等学校(定時制の課程(単位制による課程であるものを除く。))」を「定時制の課程(単位制による課程であるものを除く。)」に改め、同項第三号中「高等学校(定時制の課程(単位制による課程であるものを除く。))」を「定時制の課程(単位制による課程であるものに限る。)」に改め、同項第四号中「高等学校(通信制の課程)」を「通信制の課程」に改め、同項第五号中「高等学校(専攻科)」を「専攻科」に改め、同項第六号を削る。

第三条第一項中「、第五号及び第六号」を「及び第五号」に改める。

第五条第一項及び第二項中「県立の高等学校の」を削り、同条第三項を削る。

第六条第一項中「県立の高等学校の生徒及び県立の幼稚園の園児についての」を削り、同項第一号中「高等学校(全日制の課程)」を「全日制の課程」に改め、同項第二号中「高等学校(定時制の課程)」を「定時制の課程」に改め、同項第三号中「高等学校(通信制の課程)」を「通信制の課程」に改め、同項第四号中「高等学校(専攻科)」を「専攻科」に改め、同項第五号を削り、同条第三項中「又は幼稚園」及び「又は転入園」を削る。

第七条第一項中「科目履修生についての」を削る。

(学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第六条 学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第三十号)

の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項第三号中「及び第四号」を削る。

第六条第一項第五号中「若しくは高等学校の入学者又は幼稚園の入園者」を「又は高等学校の入学者」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「特別支援学校」とあるのは、「特別支援学校並びに廃止前の幼稚園」とする。

さいたま文学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第三十二号

さいたま文学館条例の一部を改正する条例

さいたま文学館条例(平成九年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に、「一月四日」を「一月三日」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県立武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第三十三号

埼玉県立武道館条例の一部を改正する条例

埼玉県立武道館条例(昭和四十三年埼玉県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第三十四号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年埼玉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表川口警察署の項中「芝新町」の下に「芝宮根町、芝高木一丁目、芝高木二丁目、芝東町」を、「芝下二丁目」の下に「芝下三丁目」を加え、同表武南警察署の項中「大字榛松」を「新堀町、大字榛松、榛松一丁目、榛松二丁目、榛松三丁目」に改め、同表本庄警察署の項中「いまい台三丁目」の下に「朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、五十子一丁目、五十子二丁目、五十子三丁目、四季の里一丁目、四季の里二丁目、四季の里三丁目」を加え、「字大林飛地、字美濃殿林、字遠原、字大林、字蛭川」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県あらかわビジターセンター管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九号

埼玉県あらかわビジターセンター管理規則を廃止する規則

埼玉県あらかわビジターセンター管理規則(平成十年埼玉県規則第六十四号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年埼玉県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

()

を

電話番号

「現在・共済制度」を「現在共済制度」に改

める。

様式第二号を次のように改める。

2 改正前の埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十一号

衛生試験検査に関する規則

衛生試験検査に関する規則(昭和二十六年埼玉県規則第十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(五)を削り、様式第一号(六)を様式第一号(五)とし、様式第一号(七)を様式第一号(六)とし、様式第一号(八)を様式第一号(七)とする。
様式第二号(五)中

一般細菌	1℃中寒培養 不発出・凝固	1℃の検水で形成される集落数が100以下	プロモゼンクロロマタン	mg/ℓ	0.03 mg/ℓ以下
大腸菌	検出されないこと。		プロモゼンクロロマタン	mg/ℓ	0.09 mg/ℓ以下
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.08 mg/ℓ以下
水銀及びその化合物	mg/ℓ	0.0005 mg/ℓ以下	亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	1.0 mg/ℓ以下
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	アルミニウム及びその化合物	mg/ℓ	0.2 mg/ℓ以下
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	鉄及びその化合物	mg/ℓ	0.3 mg/ℓ以下
砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	銅及びその化合物	mg/ℓ	1.0 mg/ℓ以下
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.05 mg/ℓ以下	ナトリウム及びその化合物	mg/ℓ	200 mg/ℓ以下
シアン化カリウム及び重シアン	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	マンガン及びその化合物	mg/ℓ	0.05 mg/ℓ以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/ℓ	10 mg/ℓ以下	塩化物イオン	mg/ℓ	200 mg/ℓ以下
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	0.8 mg/ℓ以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/ℓ	300 mg/ℓ以下
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	1.0 mg/ℓ以下	蒸発残留物	mg/ℓ	500 mg/ℓ以下
四塩化炭素	mg/ℓ	0.002 mg/ℓ以下	陰イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.2 mg/ℓ以下
1,4-ジオキササン	mg/ℓ	0.05 mg/ℓ以下	ジエトキシシン	mg/ℓ	0.0001 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.02 mg/ℓ以下	2-メチルイソボルネオール	mg/ℓ	0.0001 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04 mg/ℓ以下	非イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.02 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02 mg/ℓ以下	フェノール類	mg/ℓ	7.5 mg/ℓとして 0.05 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	有機物(生体有機炭素(TOC)の量)	mg/ℓ	5 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.03 mg/ℓ以下	pH		5.8以上8.6以下
ベンゼン	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	味		異常でないこと。
クロロ酢酸	mg/ℓ	0.02 mg/ℓ以下	臭		異常でないこと。
クロロホルム	mg/ℓ	0.06 mg/ℓ以下	色		5度以下
ジクロロ酢酸	mg/ℓ	0.04 mg/ℓ以下	濁		2度以下
ジクロロクロロメタン	mg/ℓ	0.1 mg/ℓ以下			
臭素酸	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	残留塩素	mg/ℓ	
総トリハロメタン	mg/ℓ	0.1 mg/ℓ以下			
トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.2 mg/ℓ以下			

一般細菌	1㎡中菌数	1㎡の検水で形成される集落数が10以下	トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.2 mg/ℓ以下
大腸菌	不検出・検出	検出されないこと。	プロモジクロロマタン	mg/ℓ	0.03 mg/ℓ以下
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	プロモホルム	mg/ℓ	0.09 mg/ℓ以下
水銀及びその化合物	mg/ℓ	0.0005 mg/ℓ以下	ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.08 mg/ℓ以下
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	1.0 mg/ℓ以下
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	アルミニウム及びその化合物	mg/ℓ	0.2 mg/ℓ以下
砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	鉄及びその化合物	mg/ℓ	0.3 mg/ℓ以下
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.05 mg/ℓ以下	銅及びその化合物	mg/ℓ	1.0 mg/ℓ以下
シアン化水素及び亜シアン化水素	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	チトリウム及びその化合物	mg/ℓ	200 mg/ℓ以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/ℓ	10 mg/ℓ以下	マンガン及びその化合物	mg/ℓ	0.05 mg/ℓ以下
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	0.8 mg/ℓ以下	塩化物イオン	mg/ℓ	200 mg/ℓ以下
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	1.0 mg/ℓ以下	カルシウム、マグネシウム等(総量)	mg/ℓ	300 mg/ℓ以下
四塩化炭素	mg/ℓ	0.002 mg/ℓ以下	蒸発残留物	mg/ℓ	500 mg/ℓ以下
1,4-ジオキササン	mg/ℓ	0.05 mg/ℓ以下	陰イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.2 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.02 mg/ℓ以下	ジエチルミン	mg/ℓ	0.0001 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04 mg/ℓ以下	2-メチルイソホルネオール	mg/ℓ	0.0001 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02 mg/ℓ以下	非イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.02 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	フエノール類	mg/ℓ	フェノールとして0.005 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.03 mg/ℓ以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/ℓ	5 mg/ℓ以下
ベンゼン	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	pH	値	5.8以上8.6以下
塩素酸	mg/ℓ	0.6 mg/ℓ以下	味		異常でないこと。
クロロ酢酸	mg/ℓ	0.02 mg/ℓ以下	臭		異常でないこと。
クロロホルム	mg/ℓ	0.06 mg/ℓ以下	色		異常でないこと。
ジクロロ酢酸	mg/ℓ	0.04 mg/ℓ以下	濁度	度	5度以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.1 mg/ℓ以下			2度以下
臭素酸	mg/ℓ	0.01 mg/ℓ以下	残留塩素	mg/ℓ	
総トリハロメタン	mg/ℓ	0.1 mg/ℓ以下			

改める。

様式第二号(八)中「50塩田」を「51塩田」に改める。

様式第二号(九)を削り、様式第二号(十)を様式第二号(九)とする。

附則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第一号(五)を削り、様式第一号(六)を様式第一号(五)とし、様式第一号(七)を様式第一

号(六)とし、様式第一号(八)を様式第一号(七)とする改正規定及び様式第二号(九)を削り、様式第二号(十)を様式第二号(九)とする改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の衛生試験検査に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



公衆浴場法施行細則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十二号

公衆浴場法施行細則

公衆浴場法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第五十二号)の全部を改正する。(許可申請書の記載事項等)

第一条 公衆浴場法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。)第一条第五号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

一 公衆浴場の種別

二 使用水の別

三 入浴料金

四 新築、改築等に係る公衆浴場であつて、許可申請後に工事が完了するものにあつては、工事の着工又は完了の予定期日

五 営業開始予定期日

六 公衆浴場法施行条例(平成二十年埼玉県条例第十九号。以下「条例」という。)第六条の規定により公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準の一部を適用しないこととするを申請者が求める場合にあっては、その旨

七 第八条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により水質の基準の一部を適用しないこととするを申請者が求める場合にあっては、その旨

八 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四の二第三項の規定に基づき、指定管理者に公衆浴場の管理を行わせる場合にあっては、その指定

管理者の名称及びその代表者の氏名

九 省令第一条の申請書の様式は、様式第一号のとおりとする。

十 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

十一

十二

十三

十四

十五

一 公衆浴場法(昭和二十三年法律第百二十九号。以下「法」という。)第二条第一項の許可を受けようとする公衆浴場の本屋の中心からおおむね半径四百メートルの区域内に存する公衆浴場、主要建物及び道路を示す見取図(三千分の一の縮図)

二 法第二条第一項の許可を受けようとする公衆浴場が、条例第二条に規定する一般公衆浴場(以下「一般公衆浴場」という。)である場合(条例第三条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、前号の区域内に現に一般公衆浴場が存するときは、当該一般公衆浴場と当該許可を受けようとする一般公衆浴場との本屋の最近の部分間の距離を直線で測定した実測図(五百分の一の縮図)

三 原湯、原水、上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあっては、当該水の水質検査(第八条第一項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。)の結果を記載した書面の写し

(営業許可書の交付)

第二条 保健所長は、法第二条第一項の許可をするときは、申請者に様式第二号の営業許可書を交付するものとする。

2 保健所長は、法第二二項の規定により同条第一項の許可を与えないときは、申請者に様式第三号の営業不許可通知書を交付するものとする。

(相続による営業者の地位の承継の届書の様式)

第三条 省令第二条第一項の届書の様式は、様式第四号のとおりとする。

(合併による営業者の地位の承継の届書の様式)

第四条 省令第三条第一項の届書の様式は、様式第五号のとおりとする。

(分割による営業者の地位の承継の届書の様式)

第五条 省令第三条の二第一項の届書の様式は、様式第六号のとおりとする。

(営業許可事項の変更等の届出)

第六条 省令第四条の規定による届出は、様式第七号の営業許可事項変更届又は様式第八号の営業停止(廃止)届により行うものとする。

(責任者の届出)

第七条 条例第七条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 責任者を選任し、又は変更した公衆浴場の名称及び所在地

二 責任者を選任し、又は変更した年月日

2 条例第七条の規定による届出は、様式第九号の責任者選任届又は様式第十号の

責任者変更届により行うものとする。

(水質の基準)

第八条 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質について、条例別表第一第十七号の規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと法第二条第一項の許可を行う者(次項において「許可権者」という。)が認めるときは、同表第一号から第四号までの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができ

一 色度	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	五度以下であること。
二 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	二度以下であること。
三 水素イオン濃度	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	水素指数五・八以上八・六以下であること。
四 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	全有機炭素計測定法	一リットル中に五ミリグラム以下であること。
五 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
六 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満)。

2 浴槽水の水質について、条例別表第一第十七号の規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査

における同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉水、井戸水、浴用剤等を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと許可権者が認めるときは、同表第一号又は第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	五度以下であること。
二 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	一リットル中に二十五ミリグラム以下であること。
三 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和三十七年厚生省・建設省令第一号)第六条に規定する方法	一ミリリットル中に一個以下であること。
四 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満)。

(水質検査)

第九条 条例別表第一第十八号の規定による水質検査は、次の表の上欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる浴槽水について同表の下欄に掲げる頻度で行い、前条第二項に規定する水質の基準に適合していることを確認するものとする。

レジオネラ属菌	循環ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水	一年に一回以上
	連日使用している浴槽水	六月に一回以上

(浴槽水の消毒方法)

第十条 条例別表第二十四号の規定による浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第七号(第八条第一項ただし書の規定に係る部分に限る。)、第一条第三項第三号及び第七条から第十条までの規定(第八条第二項の規定を除く。)は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十年九月三十日までの間は、様式第一号中

「添

付書類 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

2 原湯、原水、上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合には、水質検査の結果を記載した書面の写し

とあるのは、「添付書類 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し」とする。

3 この規則の施行の際現に提出されている省令第一条の申請書は、この規則に基づき提出された申請書とみなす。

知事が告示で定める浴槽水

知事が告示で定める頻度

様式第1号(第1条関係)

埼玉県 保健所長 様 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 電話 FAX 年 月 日 生		公共浴場 営業許可申請書 年 月 日
下記のとおり営業の許可を受けたいので、申請します。 記		
1	公共浴場の名称	
2	公共浴場の所在地	
3	公共浴場の種類	一般・その他(風営法・熱気等・その他)
4	公共浴場の種別	一般・その他(風営法・熱気等・その他)
5	(1) 建築物の配置図、正面図及び側面図並びに施設の配置図(100分の1の縮図) (2) 構造仕様書 (3) 給排水の配管図	別紙のとおり
6	使用水の別 水道水 ・その他() ・併用()	7 入浴料金 大人 中人 小人 共通
8	工事等の予定 定期日 (1) 工事着工予定日 (2) 工事完了予定日 (3) 営業開始予定日	年 月 日 年 月 日 年 月 日
9	申請理由の別	新規・営業譲渡・新築又は改築・土地収用
10	公共浴場の本屋の中心から400メートルの区域内の見取図(3,000分の1の縮図)別紙のとおり	
11	一般公共浴場の本屋の中心から400メートルの区域内に他の一般公共浴場が存する場合、これとの直線距離の実測図(500分の1の縮図)別紙のとおり	
12	公共浴場法施行条例第6条の規定による措置の基準の緩和を求め る場合	規定 理由
13	公共浴場法施行細則第8条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による水質の基準の一部適用除外を求め る場合	基準 理由
14	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公共浴場の管理を行わせる場合にあっては、その指定管理者の名称及び代表者の氏名	名称 代表者の氏名
15	建築確認の有無	有() 年 月 日第()号) 無(理由)

添付書類 1 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
2 原湯、原水、上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合には、水質検査の結果を記載した書面の写し
注 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第2号(第2条関係)

公共浴場 営業許可書 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 埼玉県 保健所長 様 年 月 日 付けで申請のあった公共浴場の経営については、公共浴場法第2条第1項の規定により、下記のとおり許可します。 記	指令 第 号 年 月 日	
1	公共浴場の名称	
2	公共浴場の所在地	
3	公共浴場の種類	
4	公共浴場の種別	一般・その他(風営法・熱気等・その他)
5	許可の条件	
6	公共浴場法施行条例第6条の規定により適用しないこととする規定	
7	公共浴場法施行細則第8条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定により適用しないこととする水質の基準	

教示

1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったこと)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったこと)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第2条関係)

公衆浴場営業不許可通知書		指令 第 年 月 日
住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名		様 埼玉県 保健所長 印
年 月 日付けで申請のあった公衆浴場の経営については、下記の理由により許可を与えないので、公衆浴場法第2条第2項ただし書の規定により通知します。		
記		
1	申請に係る施設の名称	
2	申請に係る施設の所在地	
3	理由	

教示

- 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判がなされたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第3条関係)

公衆浴場営業承継届		年 月 日
埼玉県 保健所長 様		住所 氏名 生年月日 被相続人との続柄 印
下記のとおり営業者の地位を承継したので、届け出ます。		
記		
1	被相続人の氏名	
2	被相続人の住所	
3	相続開始の年月日	年 月 日
4	公衆浴場の名称	
5	公衆浴場の所在地	
6	許可番号及び許可年月日	指令 保第 号 年 月 日

添付書類 1 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、その全員の同意書
- 注 届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第5号(第4条関係)

公衆浴場営業承継届		年 月 日
埼玉県 保健所長 様	主たる事務所の所在地 名称及び代表者氏名	㊦
下記のとおり営業者の地位を承継したので、届け出ます。 記		
1 合併により消滅した法人の名称		
2 合併により消滅した法人の主たる事務所の所在地		
3 合併により消滅した法人の代表者氏名		
4 合併の年月日	年 月 日	
5 公衆浴場の名称		
6 公衆浴場の所在地		
7 許可番号及び許可年月日	指令 保第 号 年 月 日	

添付書類 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し

様式第6号(第5条関係)

公衆浴場営業承継届		年 月 日
埼玉県 保健所長 様	主たる事務所の所在地 名称及び代表者氏名	㊦
下記のとおり営業者の地位を承継したので、届け出ます。 記		
1 分割前の法人の名称		
2 分割前の法人の主たる事務所の所在地		
3 分割前の法人の代表者氏名		
4 分割の年月日	年 月 日	
5 公衆浴場の名称		
6 公衆浴場の所在地		
7 許可番号及び許可年月日	指令 保第 号 年 月 日	

添付書類 分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

様式第7号(第6条関係)

公衆浴場営業許可事項変更届		年 月 日
埼玉県 保健所長 様	住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名	㊦
下記のとおり公衆浴場営業許可事項の変更をしたので、届け出ます。 記		
1 公衆浴場の名称		
2 公衆浴場の所在地		
3 公衆浴場の種別	一般・その他(風営法・熱気等・その他)	
4 変更事項	変更前	
	変更後	
5 変更年月日	年 月 日	
6 変更理由		
7 許可番号及び許可年月日	指令 保第 号 年 月 日	

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第8号(第6条関係)

営業停止(廃止)届		年 月 日
埼玉県 保健所長 様	住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名	㊦
下記のとおり公衆浴場の営業を停止(廃止)したので、届け出ます。 記		
1 公衆浴場の名称		
2 公衆浴場の所在地		
3 公衆浴場の種別	一般・その他(風営法・熱気等・その他)	
4 停止期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 廃止年月日	年 月 日	
6 停止(廃止)理由		
7 許可番号及び許可年月日	指令 保第 号 年 月 日	

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第9号(第7条関係)

衛生管理の責任者選任届		年 月 日
埼玉県 保健所長 様	住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名	
記		
1 公衆浴場の名称		
2 公衆浴場の所在地		
フリガナ		
3 責任者の氏名		
4 責任者の選任年月日	年 月 日	

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第10号(第7条関係)

衛生管理の責任者変更届		年 月 日
埼玉県 保健所長 様	住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名	
記		
1 公衆浴場の名称		
2 公衆浴場の所在地		
3 責任者の氏名	フリガナ	
	変更前	
	フリガナ	
	変更後	
4 責任者の変更年月日	年 月 日	
5 変更理由		

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十三号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則(昭和六十一年埼玉県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「自動車運転科及び」を削る。

別表第一号の表埼玉県立川口高等技術専門校の項中「五十人」を「六十人」に、「三十人」を「六十人」に改め、同表埼玉県立川越高等技術専門校の項中「二十人」を「四十人」に改め、同表埼玉県立熊谷高等技術専門校の項中「四十五人」を「五十人」に、「二十人」を「四十人」に改め、同表埼玉県立春日部高等技術専門校の項中「四十五人」を「五十人」に、「三十人」を「六十人」に改める。

別表第二号中「求職者」を「求職者等」に改め、同号の表埼玉県立川越高等技術

専門校の項中

電気
工事科
三十人
一年

を

電気	工事
木工	芸

に改め、同表埼玉県立川越高等技術専門校飯能分校の項

科	科
三十人	三十人
一年	一年

を削り、同表埼玉県立秩父高等技術専門校の項中「埼玉県立秩父高等技術専門校」を「埼玉県立熊谷高等技術専門校秩父分校」に改める。

別表第三号の表埼玉県立川口高等技術専門校の項中

十人	十人
四月	六月

を

ビル	管理科
六十人	六月

に改め、同表埼

ビル	管理科
O	A
実践科	六

玉県立川越高等技術専門校の項中

ビル	管理科
六十人	六月
自動車	運転科
十人	三月

を

ビル	管理科
六十人	六月

に改め、同表埼玉県立川越高等技

術専門校飯能分校の項及び埼玉県立秩父高等技術専門校の項を削り、同表埼玉県立熊谷高等技術専門校の項の次に次のように加える。

埼玉県立熊谷高等技術専門校	秩父分校
介護サービス科	四十人
	六月

別表第四号の表中

埼玉県立川越高等技術専門校
飯能分校
埼玉県立秩父高等技術専門校
埼玉県立熊谷高等技術専門校

を
埼玉県立熊谷高等技術
埼玉県立熊谷高等技術
秩父分校

専門校
専門校
に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第三号の表埼玉県立川口高等技術専門校の項の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県飼料検定条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十四号

埼玉県飼料検定条例施行規則を廃止する規則

埼玉県飼料検定条例施行規則(昭和五十二年埼玉県規則第二十号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十五号

埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則

埼玉県漁業調整規則(昭和四十五年埼玉県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条」に、「(第三十五条―第三十八条)」を「(第三十四条―第三十七条)」に改める。

第一条中「第六十五条第一項」を「第六十五条第二項」に、「第四条第一項」を「第四条第二項」に改める。

第三十一条を削る。

第三十二条第一項中「第三十条」を「前条」に改め、同条第二項中「様式第十二号」を「様式第十号」に改め、同条第三項中「様式第十三号」を「様式第十一号」に改め、同条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とする。

第三十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第三十一条第一項若しくは第七項又は第三十二条第五項」を「又は第三十一条第五項」に

改め、同項第二号中「第三十二条第八項」を「第三十一条第八項」に、「第二十条第一項又は第三十一条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)」を「又は第二十条第一項」に改め、第四章中同条を第三十四条とする。

第三十六条中「第三十二条第八項」を「第三十一条第八項」に改め、「又は第三十一条第十項」を削り、同条を第三十五条とする。

第三十七条中「第三十五条又は前条」を「前二条」に、「科料に処する」を「科料刑を科する」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十八条中「第三十二条第八項」を「第三十一条第八項」に、「第三十一条第六項又は第三十二条第四項」を「又は第三十一条第四項」に改め、同条を第三十七条とする。

様式第十号及び様式第十一号を削る。

様式第十二号中「~~様式第十号~~」を「~~様式第十一号~~」に改め、同様式を様式第十号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第11号(第31条関係)

許可番号第	特別採捕許可証	住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
号		
1 適用除外の事項 埼玉県漁業調整規則第○条第○項		
2 採捕する水産動物の種類及び数量		
3 採捕の区域		
4 採捕の期間		
5 使用漁具及び漁法		
6 採捕に従事する者の住所及び氏名		
7 使用船舶		
(1) 船名		
(2) 漁船登録番号		
(3) 総トン数		
(4) 推進機関の種類及び馬力数		
(5) 所有者氏名		
8 許可期間	年 月 日から	年 月 日まで
9 制限又は条件		
年 月 日 埼玉県知事 印		

様式第13号を記す。

秘 画

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。



埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則(昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第36条第1項中 「交通規制課」を「交通捜査課」に改める。
 「交通規制課」を「交通捜査課」に改める。

第38条を次のように改める。
 (交通指導課)

第38条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通の指導取締りに関すること。
- (2) 交通反則事件及び交通法令違反事件の処理に関すること。
- (3) 自動車の使用制限に関すること(放置駐車対策センターの所掌に属するものを除く。)
- (4) 自動車の運行供用制限に関すること。
- (5) 放置駐車対策センターに関すること。

第39条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 自動車の保管場所に関すること(交通指導課の所掌に属するものを除く。)

第39条を第40条とし、第38条の次に次の1条を加える。
 (交通捜査課)

第39条 交通捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通法令違反事件及び交通事故事件の捜査に関すること。
- (2) 交通鑑識に関すること。
- (3) 暴走族対策の総合的企画、調査及び調整に関すること。

第41条第1号中「指導、取締り」を「指導取締り」に改め、「警察活動」の次に「交通指導課及び」を加える。

第42条第1項第2号中「及び」を削り、「関すること」の次に「(交通指導課の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 高速道路における交通法令違反事件及び交通事故事件の捜査に関すること。
第44条第3号を削る。

第60条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 死体の解剖手続に関すること。
第62条を次のように改める。

(放置駐車対策センター)

第62条 交通指導課に、放置駐車対策センターを附置する。

2 放置駐車対策センターにおいては、放置車前に係る放置違反金、確認事務の委託及び使用制限に関する事務をつかさどる。

第62条の2及び第63条の2を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

埼玉県公安委員会委員長 由 木 義 文

埼玉県公安委員会規則第5号

埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則(平成18年埼玉県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「駐村」を「交指」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百二十八号

埼玉県公債を抽せんの結果、次のとおり償還する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 銘柄、償還期日、償還額及び番号

銘柄	償還期日 (年・月・日)	償還額 (万円)	1万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
10ノリ	20.5.28	135,000				846～890 1431～1475 4086～4130
10ノマ	20.5.28	21,600				45・46 147・148 157・158 155～161 512～518 547～553

二 支払場所

指定の支払場所

埼玉県告示第四百二十九号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年埼玉県規則第三十七号)第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	条 項
埼玉県男女共同参画推進センター条例(平成十三	第五条第一項(許可に係る事項を変更しようとする場合を除く。)

年埼玉県条例第七十九号)	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)	食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)	食品衛生法施行条例(平成十二年埼玉県条例二十二第号)	食品衛生に関する条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十二号)	埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第七十八号)
第二十二条第三項	第四十八条第八項、第五十三条第二項	第四条第三項、第六条第三項、第七条第二項	第二条の二第二項、第五条の二第一項及び第二項	第八条第三項、第九条、第十条第三項、第十五条第二項、第十七条第三項、第十八条、第十九条、第二十一条第一項から第三項まで	

埼玉県告示第四百三十号
 平成十年埼玉県告示第二百十八号(仮称)久喜市北中曽根工業団地造成事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧について)に係る事業については、当該事業

者に係る特別清算終結の決定が確定した
 ことにより廃止された。

平成二十年三月二十五日
 埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 カインズホーム上里本庄店
 上里町大字神保原町千八百四十五
 - ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要
 騒音問題の対策、安全対策、防犯対策について
 変更後の騒音、交通安全、交通渋滞等、不測の事態が生じた場合は、周辺生活環境の保持に十分配慮し、誠意をもって対応してもらいたい。
 - 二 縦覧期間
 平成二十年三月二十五日から平成二十年四月二十五日まで
 - 三 縦覧場所
 埼玉県産業労働部商業支援課
 埼玉県北部産業労働センター
- 埼玉県告示第四百三十二号**
 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について次のとおり一般競争入札に付する。
- 平成二十年三月二十五日
- 埼玉県知事 上田清司
- 一 調達内容
- (1) 購入等件名及び数量
 電子納品保管管理システムのサーバー機器等の賃貸借 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間
 平成20年7月1日(火)から平成25年6月30日(日)まで。ただし、平成21年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
 - (4) 履行場所
 埼玉県県土整備部技術管理課長が指定する場所
 - (5) 入札方法
 本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス

埼玉県

テムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入札し、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入札し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
入手手順は、次のとおり

(イ) 埼玉県ホームページを開く。

(ロ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ハ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。

(ニ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(ホ) 調達機関は「埼玉県」を選択する。

(ヘ) 部局名は「県土整備部」を選択する。

(ニ) 課所名は「技術管理課」を選択する。

(フ) 「物品等」を選択する。

(イ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(ロ) 検索ボタンをクリックする。

(ハ) 本人札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(2) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(3(1)アの場合を含む)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部技術管理課建設IT担当 坂原 荻原 電話048-830-5199(直通)

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年5月13日(火)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年5月12日(月)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県県土整備部技術管理課 平成20年5月13日(火)午前11時
なお、開札への立会いは、不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する

<p>場合は、免除する。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成20年4月11日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合 同システムから確認申請する。</p> <p>イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合 3(2)の提出場所まで郵送又は持参により提出する。</p> <p>なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。</p> <p>(4) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。</p> <p>ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書 ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書</p> <p>(5) 契約書作成の要否</p> <p>(6) 落札者の決定方法 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格 設定しない。</p> <p>(8) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(9) 支払条件 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。</p> <p>(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature of Services Required :</p>	<p>Lease of server equipment regarding Saitama Prefecture's Electronic Delivery and Storage Management System with a function to support downloading electronic bidding data.</p> <p>(2) Deadline for Submissions : By the electronic tender systems ; By 10 : 00 a.m., May 13, 2008. By registered mail : must be received ; 5 : 00 p.m., May 12, 2008. In person ; 5 : 00 p.m., May 12, 2008.</p> <p>(3) Contact Information : Technical Management Division, Land Development Department, Saitama Prefectural Government. Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi, Saitamaken 330-9301 Telephone. 048-830-5199</p> <p>~~~~~</p> <p>埼玉県知事 藤田 恒 雄 〒330-9301 さいたま市大宮区大宮1-15-1 電話 048-830-5199</p> <p>1 調達内容 (1) 購入等件名及び数量 電子納品保管管理システム用設備の賃貸借 一式 (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 履行期間 平成20年7月1日(火)から平成25年6月30日(日)まで。ただし、平成21年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。 (4) 履行場所 埼玉県県土整備部技術管理課長が指定する場所 (5) 入札方法</p>
---	---

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入力し、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
 入手手順は、次のとおり

(イ) 埼玉県ホームページを開く。

(ロ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ハ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。

(ニ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(ホ) 調達機関は「埼玉県」を選択する。

(ヘ) 部局名は「県土整備部」を選択する。

(ニ) 課所名は「技術管理課」を選択する。

(イ) 「物品等」を選択する。

(ロ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(ハ) 検索ボタンをクリックする。

(ニ) 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)

(2) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(3(1)アの場合を含む。)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部技術管理課建設IT担当 坂原、荻原 電話048-830-5199(直通)

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年5月13日(火)午前12時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年5月12日(月)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県県土整備部技術管理課 平成20年5月13日(火)午後1時
 なお、開札への立会いは、不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成20年4月11日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

3(2)の提出場所まで郵送又は持参により提出する。

なお、郵送による場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定しない。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of equipment of the Internet Date Center regarding Saitama Prefecture's Electronic Delivery and Storage Management System with a function to support downloading electronic bidding data.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender systems; By 12:00 a.m., May 13, 2008.

By registered mail: must be received; 5:00 p.m., May 12, 2008.

In person; 5:00 p.m., May 12, 2008.

(3) Contact Information:

Technical Management Division,

Land Development Department, Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi, Saitamaken 330-9301

Telephone: 048-830-5199

埼玉県告示第四百三十四号

新座市から新座都市計画防火地域及び

準防火地域の変更に係る図書の写しの送

付を受けたので、都市計画法(昭和四十

三年法律第百号)第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十条第二項の規定

により、当該図書の写しを埼玉県都市整

備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十五号

新座市から新座都市計画地区計画の変

更に係る図書の写しの送付を受けたの

で、都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定により、当該

図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画

課において縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十六号

小川町から小川都市計画用途地域の変

更に係る図書の写しの送付を受けたの

で、都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定により、当該

図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画

課において縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十七号

小川町から小川都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称
行田市都市計画道路三・四・九号田幡堀之内線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
- イ 追加する土地の区域
- ロ なし
- ナ 削除する土地の区域

行田市長野一丁目、長野二丁目、

長野三丁目及び長野四丁目の各一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所及び行田市都市整備部まちづくり推進課
縦覧期間
平成二十年三月二十五日から平成二十年四月八日まで

埼玉県告示第四百三十九号

越生町から毛呂山・越生都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百四十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、久喜市吉羽土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭

和五十年埼玉県告示第七百十五号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 施行者の名称
三郷市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
草加都市計画下水道事業三郷公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十年十二月十九日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
昭和五十年埼玉県告示第七百十五号、昭和五十四年埼玉県告示第七百八十六号、昭和五十七年埼玉県告示第七百九十八号、昭和五十八年埼玉県告示第八百八十九号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十号、平成四年埼玉県告示第三百九十四号、平成五年埼玉県告示第三百一十一号、平成六年埼玉県告示第二百九十九号、平成九年埼玉県告示第三百八十八号、平成九年埼玉県告示第四百六十六号、平成十一年埼玉県告示第五百四十四号、平

ロ 雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
平成十三年埼玉県告示第五百十四号、平成十五年埼玉県告示第七百三十一号、平成十八年埼玉県告示第五百三十号及び平成十九年埼玉県告示第四百九十四号の事業地に三郷市采女新田字曾野谷及び字南谷、大廣戸字深田通、仁蔵字大場川添、字三尺、字深田及び字目小沼、半田字上ノ割、字下ノ割及び字西並びに彦成字井堀外上、字上深田及び字下深田を加える。

成十三年埼玉県告示第五百十四号、平成十五年埼玉県告示第七百三十一号、平成十八年埼玉県告示第五百三十号及び平成十九年埼玉県告示第四百九十四号の事業地に三郷市采女新田字曾野谷及び字南谷、大廣戸字深田通、仁蔵字大場川添、字三尺、字深田及び字目小沼、半田字上ノ割、字下ノ割及び字西並びに彦成字井堀外上、字上深田及び字下深田を加える。

埼玉県告示第百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県長 上田 崇 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
職員情報総合管理システム (基本設計等) 開発業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成21年3月20日(金)まで
- (4) 履行場所
入札説明書及び仕様書による。
- (5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ、かつ営業品目(小分類)に「システム開発(PC・CSS系)」を含む者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付出版物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出版物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 電話048-832-0110(内線2245・2246) ファクシミリ048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成20年4月18日(金)まで上記(1)の交付場所において交付する。ただし、入札終了後速やかに返納すること。

(3) 入札説明会

ア 入札説明会の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎地下1階
地下A会議室 平成20年4月4日(金) 午後1時30分

イ 参加手続

入札説明会参加希望者は、入札説明会参加申込書を4月3日(木)正午までに上記(1)にファクシミリで送付すること。

(4) 入札参加資格審査申請書の提出

この入札に参加を申し込む者は、入札説明書で示す書類を平成20年4月23日(水)午後5時までに上記(1)に提出し、競争入札参加資格の確認を得ること。

(5) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎5階入札室

イ 日時

平成20年5月8日(木) 午前10時30分

(6) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書等のあて先及び受領期限

ア あて先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係

イ 受領期限

平成20年5月7日(水) 午後5時必着

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

入札者は、3(4)において資格があることの確認を受けた上で、入札書、企画提案書等を3(5)又は3(6)により、それぞれ封印して提出しなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 提出書類

本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札書、企画提案書等を提出すること。

(7) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める

総合評価方式により算出された値が最も高い者を落札者とする。

(7) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(4) 企画提案書等が落札者決定基準評価表(別表)の必須項目をすべて満たしていること。ただし、技術点が低い場合は落札者としなないことがある。

イ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は必須項目の技術点の高い者を落札者とし、それでも同じ場合にはくじにより落札者を決定する。

(8) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する)。

(9) 手続における交渉の有無

無

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Development of staff information management system (basic design) :
One set

(2) Time-limit for tender : By mail : 5 : 00 p.m., May 7, 2008 In person ;

10 : 30 a.m., May 8, 2008

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance

Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police

Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken

330-8533, Telephone ; 048-832-0110 Ext.2246

落札者決定基準評価表

評価項目	項目	記述内容	必須項目	配点
1 全体的事項	1 構築の目的	システム構築の目的を明確し、投資効果の最大化を念頭に職員の業務効率化の視点を踏まえて記述すること。	必須	350
	2 セキュリティ要件	本システムのセキュリティ対策について、具体的に記述すること。 本システムの管理者管理、システム運用管理者等が保有する権限に基づき、システムのアクセス管理とセキュリティについて、実現方法を記述すること。また、人事情報について、漏えい防止に対する予防及び検知の対策を記述すること。	必須	30
	3 拡張性要件	法改正・組織改正に伴う、埼玉県警察情報管理システムへの対応又はソフトウェアについて、具体的な記述すること。 システム修正・拡張等が生じる場合、その対応方式や費用の考え方について具体的に記述すること。	必須	60
	4 システム連携要件	システム間の増加やシステム利用範囲の拡大、最大利用人数の増加などへの対応を具体的に記述すること。また、埼玉県警察の業務毎に1階層の対応方法について、具体的に記述すること。 また、関連するシステムと連携するため、ソフトウェアの公開に関する社内の考えや実施方法を具体的に記述すること。	必須	30
	5 追加提案	システム概要	必須	80
	6	その他有益な提案があれば記述すること。	必須	60
	7			780
	8			60
	9			60
	10			60
2 システム機能	11 システム機能要件	企画提案書作成要領に掲げる機能要件・出力帳票適合度一覧表を作成するとともに、各機能の実現方法について、特長的なものを記述すること。 また、個人情報保護への配慮(自己情報でも開示できない情報もあること)について、実現方法を具体的に記述すること。	必須	240
	12	本人入力できない職員に代わって、事務担当者等が入力できる機能について、イメージ図、画面決裁機能及び原本性保証機能について、それぞれ、今後の運用を前提とした考え方を記述すること。	必須	30
	13	企画提案書作成要領に掲げる機能要件・出力帳票適合度一覧表を作成するとともに、仕様書に記述した出力機能・出力フォーマット作成までのフローについて、特長的なものを記述すること。 また、システムに係る事務に不得ない職員が利用することを想定し、画面の操作性、画面遷移及び操作性について、具体例を挙げ特長的なものを記述すること。 また、入力や画面操作におけるエラーを未然に防ぐための工夫を記述すること。	必須	60
	14	仕様書に基づき、全体の枠組み、基本的な考え方、ツールポイント等を具体的に記述すること。	必須	30
	15	職員が考えうる権限技術について記述すること。 また、ツールポイントや手段及び、権限制御を適切に実現する方法を記述すること。	必須	30
	16	情報項目の追加及び過去履歴管理を容易に行うための方法を記述すること。	必須	30
	17	その他有益な提案があれば記述すること。	必須	30
	18			140
	19			30
	20			30
3 開発・運用に関する事項	21			30
	22	本事業の総括責任者及び各システム責任者(担当者の社名、部署名、職名、氏名、経歴等)を開発フェーズごとに記述すること。	必須	30
	23	事業開始当初から契約期間までの全体及び各業務別のスケジュールを詳細に記述すること。 事業開始の要領と役割分担を記述すること。また、発注側が実施するべき業務をスケジュールと関連付けて具体的に記述すること。	必須	20
	24	重要側や経路を基に「ビジネス」を「目」、安全性及び安定性を保証する対策を記述すること。また、予期せぬリスクや課題が発生した際の対応方法について、社内の考え方を記述すること。	必須	20
	25	本システムの品質確保のための全体的な基準及び規定があれば記述すること。	必須	20
	26	本システムの運用・保守体制全般について、與社の基本的な考え方を記述すること。	必須	30
	27			230
	28			20
	29			20
	30			20
4 その他	31	平成21年度「開発」経費の見積額及び積算根拠を明確に記述すること。		20
	32	平成21年度「運用」経費の見積額及び積算根拠を明確に記述すること。		30
	33	平成21年度「別途調達経費(ハードウェア等)」の見積額及び積算根拠を明確に記述すること。		20
	34	平成22年度「開発」経費の見積額及び積算根拠を明確に記述すること。		20
	35	平成22年度「運用」経費の見積額及び積算根拠を明確に記述すること。		30
	36	平成23年度「別途調達経費(ハードウェア等)」の見積額及び積算根拠を明確に記述すること。		20
	37	上記の見積額は、貴社が提案する見積方法で算出した「数(人日等)」と、工費を金額に置き換える際の単価を明確に記述すること。 また、ソフトウェアを推奨する場合は、使用報及び保守料についての考え方を記述すること。 また、ソフトウェアを考慮し、想定されるハードウェア等の構成及び要件を記述すること。 また、構成機器の製品等は、業界標準に準拠していることがわかるよう、根拠を示し、記述すること。		20
	38	本システムと同種同等のシステム構築に関する事項があれば記述すること。また、以下の事業範囲について、時期、契約の相手方及び具体的なシステム構築の内容についてそれぞれ記述すること。		20
	39			1500

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 中島直彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鳩ヶ谷線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	川口市大字石神字東町裏一九三番地先から同市大字石神字東町裏一二〇五番二地先まで	一四・〇〇(一七・五〇)	一〇三・四〇	交通安全整備事業
旧		六・三〇		

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路課

境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 中島直彦

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
さいたま鳩ヶ谷線	川口市大字石神字東町裏一二〇五番三地先から同市大字石神字東町裏一二五八番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十年三月二十五日	平成十三年十二月二十五日付け埼玉県告示第九百九十七号・平成十六年十月二十二日付け埼玉県告示第九百九十七号及び前号で区域変更した部分の一部供用開始である。 延長二六五・六〇メートル

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路課

境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 中島直彦

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
さいたま草加線	鳩ヶ谷市坂下町一丁目一七四一番六地先から同市坂下町一丁目番一八九七番一地先まで	平成二十年三月二十五日	平成十三年十二月二十五日付埼玉県告示第九百九十六号で区域変更した部分の一部供用開始である。 延長五十四・四〇メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

一 道路の種類 県道 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫
二 路線名 川越北環状線
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	川越市大字上寺山字八口一〇六番一地先から同市大字上寺山 字八口一〇五番一地先まで		二五・〇〇 二五・〇〇 二五・〇〇	三二・〇〇	道路改築工事
旧			三八・四一		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

一 道路の種類 県道 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫
二 路線名 川越北環状線
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	川越市大字上寺山字姥神五二三番一地先		三四・六〇 三四・六〇 三四・六〇	一五・七〇	道路改築工事
旧			四〇・五〇	一一・〇〇	

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	川越北環状線	供用開始の期日	平成二十年三月二十七日 午後二時	備考	延長六二四・五〇メートル
供用開始の区域	川越市大字寺山字八口一〇六番一地从り同市大字上寺山字姥神五二三番二地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	備考			

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環

平成二十年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	川越市大字上寺山字東田四〇八番二地先から同市大字上寺山字東田三四八番一地先まで		二五・〇〇 二五・〇〇	一二七・〇〇	街路整備工事
旧			四二・八〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環

平成二十年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越北環状線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	川越市大字上寺山字東田一八八番一地先	区間	二五・〇〇、 三五・二〇	四二・五〇	街路整備工事

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越北環状線	川越市大字上寺山字東田四〇八番二地先から同市大字上寺山字東田一八八番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十年三月二十七日 午後二時	延長五三八・八〇メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環

平成二十年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	川越市今成四丁目二番四地先から同市大字小室字鶴塚二五番二地先まで	区間	一六・〇〇、 二二・八〇	二〇八・五〇	街路整備工事

一 道路の種類 県道
二 路線名 川越北環状線
三 道路の区域

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 片柳川越線
- 三 道路の区域

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	川越市大字寺山字宮田一九八番一地先から同市大字寺山字宮田一七〇番二地先まで		一〇・九二 一四・八〇	一八六・八二	道路改築工事
旧			五・二〇 九・〇〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
片柳川越線	川越市大字寺山字宮田一九八番一地先から同市大字寺山字宮田一七〇番二地先まで	平成二十年三月二十七日 午後二時	延長一八六・八二メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越坂戸毛呂山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			川越市大字上寺山字東田三九七番一地先から同市大字上寺山字東田三九四番七地先まで		九・三〇〇 二二・八〇〇	七三・五〇	街路整備工事
					一一・三〇〇 二二・八〇〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越坂戸毛呂山線	川越市大字上寺山字東田三九七番一地先(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十年三月二十七日 午後二時	延長一九・四〇メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越坂戸毛呂山線	川越市大字上寺山字東田三八四番七地先(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十年三月二十七日 午後二時	延長一三・八〇メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日
埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫
一 道路の種類 県道
二 路線名 川越日高線
三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
					一四・五〇	一八・八〇		
			川越市今成四丁目一四番三地先から同市今成四丁目一五番一 地先まで		一四・五〇 一八・八〇	八四・〇〇	街路整備工事	
					一四・五〇 二二・五〇			

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十年三月二十五日
埼玉県飯能県土整備事務所長
根岸 功

入間郡毛呂山町大字苦林一六三番地

三 齋藤 勉
埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十年三月二十五日
埼玉県飯能県土整備事務所長
根岸 功

飯能第一九〇〇七二号

三 開発区域に含まれる地域の名称
入間郡越生町大字上野字小原七一九番三
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡越生町大字越生五〇八番地一
有限会社 ヨシダ
代表取締役 吉田 幸男

一 許可番号

平成十九年十月三日
第一九〇〇七一〇号
二 検査済証番号
平成二十年三月十九日
第一九〇一八〇号
三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡嵐山町大字越畑字岩崎六七一

一 許可番号
平成二十年三月十四日
指令飯整第一九〇〇三五一号
二 検査済証番号
平成二十年三月十九日
飯整第一九〇〇七四号
三 開発区域に含まれる地域の名称
入間郡毛呂山町大字苦林字鶴巻一六三番三の一部、一六三番四の一部
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

一 許可番号
平成十九年十一月二十一日
指令飯整第一九〇〇四〇〇号
二 検査済証番号
平成二十年三月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十七号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十年三月二十五日
埼玉県東松山県土整備事務所長
谷口 建一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鶴ヶ島市大字脚折一五七一―一カサ
ベルテ二〇二号
山崎 一美

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十六号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置指定を次のとおり行つた。

平成二十年三月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚 哲史

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第五号	平成二十年三月十七日	大里郡寄居町大字桜沢字山ノ根三千六百九十二番一、三千六百九十二番四、三千六百九十四番二	四・二〇	七十七・九五	大里郡寄居町大字桜沢八百八十八番地 大島不動産株式会社 代表取締役 久志本 秀人

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中井松伏線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備	考
新	吉川市大字上笹塚字苗間通三八番二地先から同市大字川藤字前新田三五六四番一地先まで		九・七八 一一・一八	四〇・一五	自転車歩行者道整備工事	
旧			一一・一八 一一・一八			

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県土整備部道路

路線名	加藤平沼線	供用開始の区間	吉川市大字鹿見塚字前 一二六番一地从先から 同市中井三丁目 二五七番一地从先まで	供用開始の期日	平成二十年三月二十五日	備考	平成十三年九月二十八日付け埼玉県告示第千四百四十六号における道路区域の一部供用開始である。(延長二・三二・〇〇メートル)
-----	-------	---------	---	---------	-------------	----	--

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

路線名	中井松伏線	供用開始の区間	吉川市中井三丁目 一〇七番地先から 同市中井三丁目 八七番三地从先まで	供用開始の期日	平成二十年三月二十五日	備考	延長九一・〇〇メートル
-----	-------	---------	--	---------	-------------	----	-------------

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

路線名	越谷流山線	供用開始の区間	吉川市大字保字上河原 五一番一地从先から 同市保一丁目 三八番一地从先まで	供用開始の期日	平成二十年三月二十五日	備考	延長一五四・〇〇メートル
-----	-------	---------	--	---------	-------------	----	--------------

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十号

一 号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎 本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年九月二十七日

指令杉整第一九〇一二三〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月十九日

杉整第一九三三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字東大輪字北前四

三三三二、一四、一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市東一丁目二一五

協立商事株式会社

代表取締役 武藤 猛

埼玉県病院事業告示第五号

病院局の各県立病院で使用する灯油の調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年三月二十五日

埼玉県病院事業管理課 伊 能 馨

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 341,400 ℓ

(2) 納入期間

平成20年4月4日から平成20年5月31日まで

(3) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 2 埼玉県立精神医療センター

(4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てをするものとする。)をもって落札金額とするので、入

札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

(3) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の販売」のA又はB等級に格付けされた者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る指名停止措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(5) 国(公団を含む。)又は地方公共団体に対して、今回競争入札に付する物品等についての納入実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂

電話048-830-5980(直通)

(3月31日以降)

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂

電話048-822-1748(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成20年3月28日(金) 午前10時00分

(4) 入札・開札の場所及び日時(入札・開札は電子入札システムによる)
入札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成20年4月4日(金) 午前10時00分
 開札の場所及び日時
 埼玉県病院局経営管理課 平成20年4月4日(金) 午前10時30分
 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の認定を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法
財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無

無
 (8) その他詳細は、入札説明書による。

埼玉県選挙告示第二十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
 平成二十年三月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

- 一 日時 平成二十年三月二十六日 午前十時
- 二 場所 埼玉会館5A会議室
- 三 議題
イ 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部改正について
ロ その他

雑 報

鶴ヶ島市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告
 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。)第四十七条第二項の規定に基づき、鶴ヶ島市に代わって市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十年三月二十五日

埼玉県住宅供給公社

理事長 野 口 高一

- 一 管理を行う地方住宅供給公社の名称
埼玉県住宅供給公社
- 二 管理を行う市営住宅等の名称

鶴ヶ島市市営住宅条例(平成十六年鶴ヶ島市条例第八号)第四条に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)

ロ その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

行田市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)第四十七条第二項の規定に基づき、行田市に代わって市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十年三月二十五日

埼玉県住宅供給公社

理事長 野口 高一

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称
埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

行田市市営住宅管理条例施行規則(平成十年行田市規則第二十一号)別表に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

騎西町町営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)第四十七条第二項の規定に基づき、騎西町に代わって町営住宅及び共同施設(以下「町営住宅等」という。)の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十年三月二十五日

埼玉県住宅供給公社

理事長 野口 高一

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称
埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う町営住宅等の名称

騎西町町営住宅管理条例施行規則(平成十年騎西町規則第二号)別表に掲げる町営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による町営住宅等の管理(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)

ロ 町営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

年三月三十一日まで

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 〇四八―八六二―二九〇二(代表)